

浦に有、此所において埒を結廻し、あやつりかぶきの芝居有、市中諸事赦免故、諸國の商人入來り、賣買の利潤を得ると也。

一石鳥居建立、寛文五乙己年五月廿一日大吉日、此額は黄檗僧高泉筆也。

一山王宮

上棟、皇國安寧、國土泰平、神德增益、當郷繁榮、此山王宮者、自昔年一被仰、當城鎮守有靈驗、鳥積鬼久矣、雖然二十有年以前、藤堂泉州大守、爲當城之主時、遷此山者乎、志之無人民而今社稷廢壞畢、嗚呼時哉々々、今又伊達遠州大守秀宗公、爲當國之主時、万民快樂、而今茲寛永二、旃蒙赤奮若中冬切礎吉日良辰、以自他之勳功再興之、緇素共競、而默祈之、默禮之、寔天長耶地久、御願圓滿也、以茲檀越壽山高聳、福海無量、子葉孫枝、益蕃茂矣、更祈當郷君臣慶會、日照天臨也、純助無爲之化、則百姓彌耕田、鑿井、曉作夕息、奇哉快哉、然則社門吉利、無腐敗傾危之難、而昭々神德、必及億萬世者乎、主祝至禱、再拜々々、觀藏主盟桃林叟謹書之、

維時寛永二曆乙丑霜月如意珠日敬白、

侍衆中助成在之、當町勸進在之、材木從大鋸町寄進、上葺板大工與三左衛門寄進、大工越智朝臣八左衛門、鍛治藤原朝臣平右衛門、本願主賄賂奉行若藤彌兵衛高茂。

一此山王、寛文三癸卯年、大守公爲民神故、任古例、城内へ勸請、堂社新造也、神輿等迄寄進、同年六月十五日遷宮。

一臨海山龍光院、開山榮瑜上人は、生國土州の人なり、初は神宮寺の境致たりしが寛永の始に西江寺と云禪寺のありしを、改替して此寺地とす、是は當城の鬼門にあたる故、文殊を勸請して、長日の祈願所となせる故なりと云ふ、西江寺は今の西光寺のことなり。

一當寺は寛永二年此地に移轉、全六年末森村に於て百石を賜ふ、全十五年大覺寺宮二品親王留宿臨海山福壽寺の號を賜ふ、於是大覺寺を本山となす。○吉良本を以て補ふ

○此寺に南朝の年號のみある大般若あり、南朝史料として貴重なるものなり、もと満願寺の所藏なりし



が、伊達秀宗公時代當寺へ移されたるものなり。

下村

一下村鎌屋の城、又奥の城とも云ふ、此城主不知。

此城山の麓に山頼和靈神社と云宮あり、承應年中に建といへり、是は山家氏公頼と云人の社たるよし、今は大明神と申すなり。

一右の御社毎年六月廿四日、祭禮のかたぎばかりにて神樂など有しか、此御神靈新たにまし／＼て諸人の願を叶へたまふ、依之貴賤奉崇敬日々に増威、元祿十六癸未年神輿等寄進あり、諸人思ひ／＼にねり物仕出にて供奉し奉る、北川原足輕町の後さがりと云處へ御成被成候由、今は目當場五十間の内へ御成被爲成候由、由緒有之、右之組中別而尊敬仕故、彼所へ被爲成之由、奇妙多き事也。

一石鳥居、元祿十六癸未年、眞田伊豆守御裏方建立。

○右二項毛山木を以て増補

一板島城又龜次城共云、此城主は板島志摩守と云由、居屋敷は中間村庄屋やしきの

よし、此城の麓に、犬の馬場と云所有、是は正月討初の時、彼の城よりいぬを射らるる吉例有由。

一板島城の麓に、安養寺と云ふ古寺の跡あり、本尊は釋迦。

一板島と云事、孝元天皇の御弟伊豫皇子、南蠻西戎、ともすれば令蜂起之間、此御子を當國へ下し給ふによつて、西南藩屏將軍と云、此三男を小千御子と云、越智郡に居住せり、夫より六代目を伊但馬と云、當國西南土佐界に御館有、故に居處を以て名とすと豫章記に見えたるよし、しからば當所の三島はこの伊但馬皇子を奉祝歟、尤文字も伊但馬と書由。

○文祿四年板島を宇和島と改稱、應永中書寫の妙徳寺大般若奥書には板道間と書せり。

一清良記に、永祿六年に土佐一條殿へ年頭の禮の序に馬を所望せらる、此馬のはやきためしを清良見らるるとて、板島の町へかよはず行戻り四度して、はるか過て一時の大鼓を打たり、此道の法百町合て四百町なれば、十一里四町行なり、是六剋ばかりの間とあり、是は三間よりの事なるべし、されば三間と云字に付て、



一持統天皇五年、秋七月庚午朔壬申、天皇幸吉野宮、是日伊豫國司田中朝臣法麻呂等、献宇和郡御馬山白銀三斤八兩銚一籠と日本紀三十卷目にあるよし、しからは御馬と云字しかるべしとなり。

一丸串城主の事、清良記には家藤監物信種、後西園寺信久、又後戸田與左衛門信家とあり、此戸田與左衛門は天正十五年八月城代に被參の由、此戸田與左衛門殿を水間氏の家へ知行の書付を出せり、其寫

祝森之内あせぶの川村、合百拾壹石者、知行可有者也、仍而如件、

天正十七年六月十六日

戸田與左衛門尉吉次 (宛)

新五郎殿

一戸田與左衛門は櫻田家老城代屋敷居住也。

一鬼が城之内檜山出入に付、從公義御書出之寫

一伊豫國宇和領と同國目黒村と山論之儀、令糺明之處、双方申出不分明に付、今度新境を相定之畢、南者宇和領より皿山之峰と申、目黒村よりは、はつをの

森と申所より、すこし鳥屋の尾筋を下り、船石へかかり、北者鬼が城の峰迄を限り、東西の境なり、夫より大あかり、おんぢが成、るぼし岩、地藏堂札場まで峯通を、南北の境相定之、繪圖面之表に墨筋を引、加印判、双方へ遣し置候條、向後相守、此旨不可有相違候者也。

寛文五年巳十月十二日

彦右衛門 妻木御勘定奉行

豊前 岡田右同役

大隅 渡邊御町奉行

長門 村越右同役

甲斐 加賀尻寺社奉行

河内 井上右同

大和 久世御老中

美濃 稻葉 同

前將軍家綱公御代也

板島殿之事



中間村

一八幡宮、其むかし大浦の御所のはなと申所へあがらせ給ひ、夫より此所へ奉移し由、祭禮の時、大浦より役人出申は、此因縁よりのよし、開基の時代不知といへども、宮前のびやくしんの大木を見れば、四五百年には、はやくなるべし。

○宮前のびやくしんあるは榎柏なり今に存す、珍しき大木なり、伊吹の木云ふ。

一同宮撞鐘あり、文明三稔に宗秀と云人寄進の處に、亂世の時分土州へ奪取行とて横吹の坂より取落し、打破り捨置よし、然る所に、寛永年中の始に、等覺寺住僧南山老師再興となり。

八幡宮鐘之銘並序、

夫鐘者、賢劫第一拘留孫佛所ニ權輿ニ也、娑竭羅龍王、與ニ之摩尼大將ニ擊レ之、證ニ得圓通三昧、亘レ古至レ今、而諸天地神莫レ不レ歡ニ此聲、是惟豫州路宇和嶋悃悃士宗秀、文明三稔、造ニ華鯨、而掛ニ中間八幡宮、標ニ善根、雖レ然、於戲願主不幸歟、抑將工之不良歟、及ニ破損、則寂無レ聲矣、于レ時南山老師、登ニ百歲、而爲レ遂ニ願

主夙志、求ニ匠之好手、鑄如レ此、棧而聲ニ於此靈廟、願諸神垂レ感ニ留已至ニ洪音無レ沈、銘曰、生鐵鑄就、響徹ニ旻天、聞聲端的、規模快全、妙ニ應ニ三界、摧レ邪脫レ纏、耳根消息、意中善緣、月迎ニ東嶺、日沒大遷、銘々寅夕、功德無邊、

寛永十八年辛巳中秋

妙心正續滅道叟操觚

一棟札寫

(中) 與州宇和郡板嶋郷、當社八幡大菩薩、中興江州淺井郡小谷住人、藤原朝臣藤

堂和泉守敬白

(右) 奉行江州坂田郡小野庄住人 藤原朝臣矢倉大右衛門尉。

(右) 于時慶長十二丁未年 (左) 六月吉日、

(左) 大工紀州南賀郡四箇郷住人、藤原塩田助五郎。

(裏) 鍛治志津川右京助、小工藥師寺本助、

造營米貳百石、同鉄貳百八十貫目。○棟札現存、長二尺七寸、中四寸五分

一此建立之時、藤堂和泉守殿より繪馬三枚寄進、所謂義經千人切、橋辨慶、鷹の



繪なり。○現存

一奉<sub>二</sub>上葺、八幡宮、金輪聖皇、天長地久、御願圓滿、願主敬白、奥州出羽郡、山家清兵衛公頼、息災延命、子孫繁昌而已、大工奥州出羽郡小島次郎右衛門藤原朝臣也。

元和三丁巳年卯月吉日

大工奥州出羽郡小島次郎右衛門藤原朝臣、

一奉<sub>二</sub>上棟、八幡宮鳥居、金輪聖皇、天長地久、御願圓滿、如意處、建立大檀那、

奥州住伊達侍從遠江守藤原朝臣秀宗公、

元和九癸亥年三月吉祥日

奉行奥州忍之郡武田監物成吉、鍛治宇和島住吉田左兵衛國房、大工奥州出羽郡長柄郷鶴屋三郎右衛門藤原朝臣、小工豫州間崎之住小島與市郎勝吉、土州幡多郡平田村岡松理左衛門康綱、

一奉<sub>二</sub>上葺、八幡宮、金輪聖皇、天長地久、御願圓滿、如意吉祥、

大檀那奥州伊達四位侍從遠江守秀宗公、

于<sub>レ</sub>時寛永十四丁丑年八月吉日敬白。

一奉行人、奥州伊達住人藤原朝臣遠藤伯耆定吉、大工奥州出羽長柄郡米津藤原氏次郎右衛門勝吉、小工豫州住藤原氏與市郎、鍛治豫州住人宇和島平右衛門。

一門守神○門丸人

奉<sub>二</sub>再興、且那乙酉歲男女共、斯大願成就所、於<sub>二</sub>現前<sub>一</sub>聞<sub>二</sub>耳解脫聲<sub>一</sub>、見<sub>二</sub>眼菩薩光<sub>一</sub>、無<sub>二</sub>疑<sub>一</sub>、殊更万民手打喜、當村彌富貴、天下安穩祈所。

于<sub>レ</sub>時元龜二年辛未八月吉日 作者賀翁七十七歲再<sub>二</sub>興之<sub>一</sub>、○乙酉は大永五年也四十七歲也

此門守神二跡、天文八年己未七月吉日寄進、奉<sub>二</sub>祈禱<sub>一</sub>、且那戊午歲三十、此大願成就、弓矢冥加、子孫繁昌、病難災難、拂<sub>二</sub>千里外<sub>一</sub>、如意滿足也、

○天文八年は己亥なり己未は明應八年なり戊午は明應七年なり何れかに誤書あらん。

一兩門守神再興

奉<sub>二</sub>修念<sub>一</sub>、八幡宮御門丸人、並獅子狗、獅子頭一面、右再興之施主者、藤原朝臣



吉家、功德善根、二世安樂、呪咀怨念退散他方、特者、諸願如意皆悉具足、一切義圓滿故、願主宇和島住人小西八右衛門施入敬白。

于時慶安二己丑年初冬十八日

一奉建立、石鳥居、武運長久、子孫繁昌、國家安全、諸人快樂、

大檀主伊達從四位下行拾遺兼遠江守藤原朝臣宗利公、

于時寛文七丁未年八月吉祥日。

此額は武州江戸住義竹子書。

一奉再興、八幡宮、金輪聖皇、天長地久、御願圓滿如意所、

大檀那伊達氏從四位下行拾遺兼遠江守藤原朝臣宗利公、

維時寛文九己酉載八月吉慶日

奉行人、生國備中松山住淺尾十郎兵衛藤原光次、横目城州住人森田市左衛門橋清

重、當所住人鈴木儀左衛門藤原勝重、大工當國住人吉田吉右衛門吉重、小工村本

孫右衛門、松本甚右衛門。

一寶珠山無量寺、本尊阿彌陀三尊、禪宗、開基不知、畑壹反八畝無年貢地有り、

一入道が城、又鎧が城共云、城主不知、

中間柿原の境

一草野之城、城主不知、

柿原村

一高麗城、城主不知、

一靜蓮寺と云古寺の跡あり、今は百姓屋敷となる、昔者等妙寺末寺の内にも、寺

奉行六ヶ寺の内のよし。

高串村

一なつくら城、此城主肥前殿、是は赤松肥前守殿の事歟。

一ほごをか城、此城主五郎丸殿。

一からすが泊城、ぬかのもり城、なつあき城とてあり、城主不知。

一奥高串城、城主毛利但馬守、宮に祝ひあり。

板島殿之事



一竹寶院、本尊釋迦、禪宗、開基不知、山號不知。  
一慶珍坊、又慶知坊共名計也、畑八畝無年貢地あり。

光満村

一光満寺と云ふ寺あり、依之所の名も光満村と云ふ、今は本尊計上光満にあり。

大浦

一海面山西方寺、本尊阿彌陀、聖徳太子作之由、禪宗、開基不知、○イ本海命  
山あり

○是より奥は法花津殿知行所なりといへども七万石領内にあれば爰にしるす。

奥浦

一喜福山西蓮寺、本尊地藏、真言宗、開基不知、

一此浦に間口と云所あり、大潮の時は舟の通も成るべきやうにてもさもなし、然る處に、寛永三年に、法花津浦に新藏人と云庄屋あり、其身有徳なるにまかせ鷹を飼置、所々鷹野致すよし聞えければ、科代として、彼間口をほらせらるるよし。

一間口ほり切の長さ百貳拾貳間、横三間餘、右之内高山浦の方、海境より十一間は

一枚石のなめらと云やうなる物のよし、

惣じて海境より海境迄、内外汐干分百參拾間有之由、此ほり通しも、今は埋りて小船も通りかね申のよし。

○近年山下亀三郎氏之を完全に開鑿せり

遊子浦

一惠日山真光寺、本尊阿彌陀、真宗、開山不知、畑四畝歩無年貢地あり。

同所内水荷浦

一五趣山西海寺、本尊阿彌陀、淨土宗、開基不知、大超寺末なり。

同所内番所浦

一弘誓寺、山號なし、本尊地藏、真言宗、開基不知、

戸島浦

一天神



一 淨住山龍集寺、本尊阿彌陀、淨土宗、開山不知、大超寺末也。

同所の内かしま

一 春室山觀音寺、右同じ。

日振しま

一 龍光山海圓寺、右同じ。

一 御五神嶋、昔は明神五社御建立被<sub>レ</sub>成候由に候へ共、今は宮殿の跡もなし、七八十年以前より退轉の由。

一 此日振島に、天慶の乱純友千餘艘の舟をかけて、海上往來の官物を奪取、西國方を伐取んとせし事、王代一覽記に有よし、千餘艘の舟は、日振島にはかけがたからんといへば、純友其徒黨を集西海をかたぶけんとするからは、日振島計と心得てはあしからん、上は佐田二間津、下は内海外海をかぎり、宇和郡内の浦々にみち／＼たるべし、純友日振島に居住するゆへ、只一浦計のやうに聞えたるよしいへり。

一同能登浦、舟の掛り所、海の深さ貳拾尋三拾尋あり、湊は兩山の間、横貳町五六反、奥へ押込六町、此内みな／＼舟の掛り所なり。

御五神島へ三里、

横嶋へ壹里、沖の島へも同斷、

宇和島へ九里廿八丁、明海よりは八里、

三崎のはなへ拾里、

水子島へ五里、沖之嶋母嶋迄拾八里、

卯來島へ十五里、

豊後のほごへ十三里、

佐伯へ十八里、

白杵へ十八里、

佐賀關へ十八里、

府内へ廿五里、

板島殿之事



一土佐軍記に、天正十四年島津退治の時、長宗我部彌三郎信親も戰場に被<sub>レ</sub>向ける故、元親も伊豫の日振島迄打出、九州の案否を聞給ふ處に、新納武藏守所より陣僧壹人元親在陣のよし承知せられ、日振島へ遣はす、其旨趣は今度中津留川原にて、彌三郎殿と出合槍を仕り、彌三郎殿討死と承る、天も照覽あれ、彌三郎殿と不<sub>レ</sub>存して勝負仕、我等も家の子郎等餘多討死させ、無<sub>レ</sub>十方と申送る、元親返事に、彌三郎事武藏殿と合戦して討死仕、天下の御用にも立満足なりとの返事なり、是により武藏守出家一人を遣はし、彌三郎殿死骸を始、討死の侍四十一人の死骸を山崎に墓をつきならべて、實名をよくただし、木を削書付、是を立、弔給ひ、其後武藏守より使を以彌三郎殿具足甲を送る、是は島津内軍奉行仕る鈴木大膳太刀討して彌三郎殿討たる驗に候也とて送る、元親は武藏殿御懇情忝との事にて、使者へ引出物をとらせ給ふとなり。

一清良記に、土佐一條殿家門の子家實を、元親督として、一條殿家を繼せて、後家門をば、上下卅人計にて、天正元年十月末に下田より舟にのせて、追出すとあり。

一同入江兵部と云もの、一條殿家來にて有し時、元親計策にて、御所様を落人となし給ひ、伊豫板島之内日振島に御浪人にてありしを、元親にたのまれ、此入江見廻にことよせ、彼地へ罷越、二刀迄打といへども、相傳の主筋故か、打得ずしてやう／＼に舟に取乗り、土州へ販りては、打ち得たると、元親へは申上るよしなり。

一土佐軍記には、一條殿兼定は、天正元年出家して家門と云、年卅一歳、此時長宗我部出て家老と云談して、土佐國を追出すとなり、子息内政を元親督にして、大津の城に置奉り、大津御所と申て取立る、男子壹人あり、元親娘の腹なり、其後かの内政をも、土佐を追出して伊豫へ浪人有て、程なく逝去し給ふ、是は鳩毒を參らせたりと云ふ。○大津は土佐にあり、伊豫の大津にあらず。

一清良記に日振へ牢人と有は此内政の事なるべし。○兼定の事なるべし。

一西國太平記には、土佐一條殿の末流權中納言康政と云、狂乱無道、始は伊豫の宇都宮が聲なり、子二人有けるを出しさりて、大友宗麟の息女を望ければ、宗麟さ



あらば始の子息を一人給はれ、出家させんと有ければ、任其意宗麟の聲になり軍の時は大友より加勢馳らる、依之、康政奢驕甚き故、家老土居宗筭諫言しければ、手打にせらる、宗筭が子土居肥後守遺恨に思ひ、長曾我部と談合して康政を追出し、豊後國へ送り、宇都宮腹の若君を元親の聲にして、一條家を繼せ奉り大津の御所と申なり、其後康政伊豫國戸島と云所に居住のよし聞て、元親入江左近と云康政の家臣成しを近付、汝謀て康政を討て參るべし、恩賞ならんと云、左近領掌して豫州へ立越、戸島へ行ければ、康政對面し、大に悦ていはく、某流浪の身となりて、舊臣譜第の輩一人も助來らざるに、汝是迄參る事神妙云はん方なし、先祖京都を屬從たる輩、誰々は何方へ行、誰は存生たるやなど、夜もすがら語りけるほごに、深更に及ければ、各宿所へ歸り、或は傍の局に入て臥居たり、入江は勢ひ峻に、節短き時と思ふて、ふとさしよりて斬弑、其より走り出、船の艦繩切離て、速に漕出す、當番の侍追掛て見れば、早沖にあり、爲方せんかたなければ、人あきれ果てぞ居たりけり、入江左近は、元親へかくと申せば、大悦して恩をあ

たへましなど云れけれども、家老共とかく悪んで、後には行方不<sub>レ</sub>知成てけり、譜代の主君を弑して、己が身を立んとする、此八虐罪、天神も怒り地神も咎め給はで有べきか、義理をも不<sub>レ</sub>知入江が心淺増かりし振廻なりとあり。

○此康政は兼定の事ならん其墓戸島に在り云ふ。

城 下

○毛山村  
を含む

○宇和舊記原本は天和元年に成り、同時に幕府の巡檢使に提出したるものにして、以下二十一ヶ寺は天和二年に増補したるものと見ゆ、故に往々重複したるあり、例せば願成寺延命寺龍光院の如き是れなり

一淨妙山等覺寺、初祖者妙心開山關山國師十三世之孫、光天琨和尚也、先君秀宗公、元和元乙卯、自<sub>レ</sub>從<sub>二</sub>領當府<sub>一</sub>、方歷三年、到<sub>二</sub>元和三丁巳<sub>一</sub>、憶<sub>レ</sub>念與<sub>レ</sub>師先會<sub>二</sub>江府<sub>一</sub>有<sub>レ</sub>舊約、遣<sub>二</sub>使於甲陽<sub>一</sub>招至矣、翌年戊午、開<sub>レ</sub>基建<sub>レ</sub>寺爲<sub>二</sub>龍泉寺殿之菩提場<sub>一</sub>、差向居<sub>レ</sub>焉、故號<sub>二</sub>白雲山龍泉禪寺<sub>一</sub>、厚寄<sub>二</sub>附寺領<sub>一</sub>、以資<sub>二</sub>厨事<sub>一</sub>、御印判三通、現<sub>二</sub>在于今<sub>一</sub>、皆是所<sub>二</sub>以尊<sub>二</sub>重師之道譽<sub>一</sub>也、師住九年、寛永三丙寅五月四日寂、以後過<sub>二</sub>



三十二年、到三万治元戊戌、有故而棄舊寺號、改致于今名者也、創建已來實天和元壬戌迄、得六十五年歟、

一金剛山正眼院、開基之功德主者、富田信濃守殿也、創建之年月日時不知、右同開山前住妙心大室和尚、從寬永七年、桂林院殿御位牌所相定、天和二迄五十三

年○後大隆寺改名、此寺に富田家の位牌及、富田信濃の肖像あり。

一愛宕山延命寺、開山號清意阿闍梨、生國武州秩父人也、累年隨從、前大守秀宗尊君而來當地也、公以有宿願、新造立權現神廟、以爲清意別當、令永構瑜珈之密場、鎮祈國家安全、且寄附厚祿、而擬祭從領、寄附百石時之御黒印有于今、其年元和元乙卯至仲冬、本堂營功乎、其後清意閑居、而屬弟子教忍、寬永年中大覺寺宮前御門跡、四國順行之砌、被加御末葉、改南光寺、稱延命密寺、且亦拜任上人、而號盛養上人也、至自開基、天和二、凡經六十八年星霜而已。

一臨海山龍光院、開山榮瑜上人者、生緣土州之人也、慶長年末、來當地、秀宗公御入國之剋、號祈願所、今賜神宮寺地、新號龍光院、居住彼地、恰十箇年、而後

寬永二乙丑年、當山良鬼之由、依之應貴命、移於院此地、加之造營於嶺上、安置守本尊文殊菩薩、此尊相智劍者、降伏魔軍、安泰國家、是故、每月御代參詣有之、同六年於末森村、寺領賜百石、大挑寺門光輝、方賑釜竈炊煙、於于今御黒印有之、後寬永十五年秋、大覺寺宮二品親王、四國順禮之砌、被留宿於當寺、因風景、山名臨海、寺號福壽、越爲大覺寺本山矣、榮瑜示寂寬永十五戊寅霜月十一日、開基以來天和二迄六十八年。

一佛日山西光禪寺、聖一國師之法孫、佛印禪師之上足、悟庵徹和尚之開基也、星霜年久、而興廢不一也矣、於是隼的堂續派脈於花園已來、以正法山妙心禪寺爲本山、再新籌室門廊、實爲中興、加之寬永年中、秀宗公、賜祝森之田租三十斛、以光大佛日之舊基、雖然香積不幸、而還復古也、悟庵和尚示寂、貞治六年丁未七月七日也、從貞治六曆、到天和二、既得三百十六年。

一法空山選佛寺、開山諄愚叔者、元樞谷村惠日山照源寺十二世之長老、于時慶長年中、富田信濃守殿、請師結第於當縣渡上之溪陽、三四年而主君他去、而後師



屏跡於今地、生涯澹薄人事輕些、而枕肱於繩床、遊心於世表、故以名於菴肱枕、號山於安樂、從是四世之住達道、搆僧堂、領徒衆、殊刺史伊達遠江守宗利公、閱山陋隘、廣經界於南北、高短嶽於雲漢、故以改山於法空、曰寺於選佛云爾。

一壽命山長遠寺、古來禪刹、觀音薩埵所示現淨域也、不知何代何年開基也、開山之名亦不知、是毛山四箇寺之一也、寬永之初南山座元、從住於龍泉、漸々方平基址、時々盡力是不也、寬永十一甲戌、建大悲閣、殿庫尋成、且鑄剽鐘、節二十二時、到寬永十五戊寅年、太守秀宗尊公、感師之鳴鐘用功之至深、新構高樓、架鐘其上、且昏當節、貴賤敬聞、故有貴命、許以拾万斛內並町中每年之勸進、爲寺裡修補鳴鐘扶養、委載御判物二通、嗚呼寔有故哉、然寬文之初單于櫻田數馬執政、有內意而鐘料除降、今也、不幸久堙沒、無聞、空掛在雲虛者也、當寺以南山虫座元爲中興開山矣、中興以來既得四十九年、

一吉祥寺、山號不知、開基之由緒不審其先、雖然毛山四箇寺之一寺也、卽本尊

藥師如來也、先年者、正眼院之地有之、富田信濃守殿、入國之節、爲慈父菩提、撰寺地、創建於正眼院、以爲位牌所、藥師堂在其後、年久矣、此故人々參詣、事遠慮多、然處廣島屋孫太夫一家、眼病相煩、懸于藥師誓願、眼病本復如本、感其靈驗、于時寬永二乙丑歲、今地立堂安置藥師、申由、承及候、其時之住持者、正眼院第二世心岳和尚之弟子、欣首座與申僧院主也、此故于今以欣首座開基仕候、先年者號萬吉寺、延寶六戊午年、達首座住持時、改吉祥寺、只今者無住故、現住正眼柏林記焉。

一法泉山大超寺、開山真蓮社天譽上人素格與申候、元來者土佐殿御菩提所住持、彼寺隱居、御當地江罷越、大超寺開基、慶長元丙申歲建立、此時者、笹町御座候、其以後八年經、只今地引申由、天和二迄八十七年。

一前高山神宮寺、開基者與州仙臺之生緣行運和尚、太守秀宗公、初而入府之時節、慕德惠、次者櫻田玄蕃、有由緒而來此地、卽拜領此所爲櫻田玄蕃祈願寺、賜廿石、然處當寺四代光海法印住持之剋、櫻田古監物在郷住居之節、右之寺領



指上、自是成無緣寺、其後當御代爲御氏神、御城內日吉山王御建立有之、卽別當職被仰付相勤也、今者雲龍山云。

一松臺山百万禪寺、開基者有實乘者、年代深遠而不詳其門派、未會有遺蹤、不知何處之人不足信焉、當山是毛山四箇寺之一數也、寬永之初、有慶西堂者、下總之人、光天和尙之弟子也、故以光天和尙爲灌頂開山也、住持二十有九年、殿庖破壞、不蔽風日、本尊如若有亦若無矣、方歷數年、修補漸成、以有功于造營、故稱慶雲爲中興矣、中興以來天和二迄五十七年、天和二年十月朔日、佛性山與國寺改之、時之住持仙峯、今者與之字此光字成、寺內在天神之堂、

一護國山清泰寺、開基之初、具難誌、觀藏寺前住、桃林西堂、再興焉、其先曇希和尙、雖住焉不知何處之人、開山之名亦不知、桃林西堂、再興之上、其弟子宗哲首座住焉、是故卽以桃林西堂稱開山也、先年之寺號者曰三寶寺、現住謙首座代、觀藏寺得宗座元、被改清泰寺也。

一法寶山觀藏寺、開基不知爲何時代、唯以實乘和尙爲開山、此實乘和尙不知爲何法流、雖然由良法灯國師位牌有之、然則古者法燈派而有之乎、其後住持九代于古木位牌有名耳、而不知年月、中頃二代德叟和尙、仙甫座元、示寂年月有之、又西園寺殿位牌有之、仙甫後、桃林西堂住持之刻、從前太守秀宗公頂戴知行三十石御印判、其時節迄、當寺神宮寺隣地有之、寬永十三年、受于秀宗公之貴命、移寺於此地而再興矣、是故稱桃林爲中興開山、桃林者妙心末寺濃州瑞龍寺之西堂也、桃林後、靈谷座元住之、靈谷者續妙心寺淵室和尙之法脉自是到于得宗相定于關山派者也、今者爲無緣寺、寺號佛海寺云。

一弘經山妙興寺、開基文祿三年四月十三日、現授院日相與申出家、開山之由申傳也、妙興寺第八世現住實成院日貞記

一妙長山法圓寺、寬文十一辛亥曆再興、其時之住持者、顯了院日員與申由、當住淨見院日眼記焉、此法圓寺昔者眞言宗之由、

一神田山大平寺、開基者月江長老、寬永十一二年之由、當住蓮嶺記焉、

一遍照山願成寺、元者有于久島、四國邊路八十八箇所橫堂之隨一也、今之地引事、



年代不<sub>レ</sub>委、今之境地、猶以有<sub>二</sub>由緒<sub>一</sub>、所謂弘法大師末世行者監<sub>三</sub>久島渡海之勞<sub>二</sub>、而自<sub>三</sub>今地<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>拜植<sub>三</sub>馬目木<sub>一</sub>而以爲<sub>レ</sub>印、今以枝葉繁茂是名木也、爰中興沙門可信尊<sub>三</sub>敬此木<sub>一</sub>、而傍安<sub>三</sub>置高祖御影<sub>一</sub>、移<sub>三</sub>久島寺<sub>一</sub>號而爲<sub>三</sub>願成寺<sub>一</sub>、回國之行、彌於<sub>三</sub>今地<sub>一</sub>、令<sub>三</sub>納札<sub>一</sub>者也、本尊彌陀如來、有<sub>二</sub>舊地久島<sub>一</sub>於<sub>レ</sub>今時々靈驗之義非<sub>レ</sub>一也、云々。

一淨念寺、昔者禪宗常樂寺與申由、寬永五年、鐵秋與申淨土坊主入院之後、淨念寺與改<sub>レ</sub>之由、中興開山嚴譽與申由、當住香譽記焉。

一常滿寺、開基者古此所汲鸞聖人、舊流專修念佛之族、有<sub>三</sub>五六輩<sub>一</sub>、雖<sub>レ</sub>然受<sub>三</sub>於其化<sub>一</sub>甚希、傷<sub>レ</sub>之嘆<sub>レ</sub>之隨<sub>三</sub>其緣<sub>一</sub>、屈<sub>三</sub>請紀州賀太浦正立寺前任宗清法師<sub>一</sub>矣、清渡<sub>三</sub>此境<sub>一</sub>說<sub>レ</sub>化也、于<sub>レ</sub>茲在<sub>レ</sub>年、而門侶勳<sub>レ</sub>志刻<sub>三</sub>彫佛像<sub>一</sub>、寬永<sub>三</sub>丙寅<sub>一</sub>稔<sub>三</sub>此地草<sub>一</sub>創<sub>三</sub>一字<sub>一</sub>畢。一真教寺、當御堂本尊者、先年於<sub>三</sub>三浦之內<sub>一</sub>菜切真教寺<sub>一</sub>久經<sub>三</sub>星霜<sub>一</sub>、至<sub>三</sub>住持清閑之時<sub>一</sub>、當所移<sub>三</sub>影像<sub>一</sub>、暫安<sub>三</sub>置町傍<sub>一</sub>、而後清閑寂、于<sub>レ</sub>時檀越尙<sub>三</sub>影像<sub>一</sub>歎<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>打<sub>三</sub>着雨露<sub>一</sub>訴<sub>三</sub>於由本寺<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>之本願寺十四世大僧正琢如上人、遣<sub>三</sub>寶泉坊律師全空<sub>一</sub>、万治

二年己亥造立畢。

一慈光山明源教寺、舊名安樂寺、釋順信法師之所<sub>三</sub>權輿<sub>一</sub>焉也、蓋信法師參州人也、性甫志<sub>レ</sub>學好<sub>レ</sub>古計<sub>レ</sub>今、既入<sub>三</sub>洛陽<sub>一</sub>祝髮<sub>三</sub>樞衣<sub>一</sub>、於<sub>三</sub>本願之精舍<sub>一</sub>負<sub>三</sub>笈於大谷之講肆<sub>一</sub>、輒荒<sub>三</sub>世典<sub>一</sub>漸耽<sub>三</sub>竺墳<sub>一</sub>、間陶<sub>三</sub>文義<sub>一</sub>常生好<sub>レ</sub>寔不<sub>レ</sub>羈<sub>三</sub>一寺<sub>一</sub>游<sub>三</sub>化諸方<sub>一</sub>分衛從<sub>三</sub>雲水<sub>一</sub>矣、然天正之中、浮坏游<sub>三</sub>歷九州<sub>一</sub>、則人景仰、以應<sub>三</sub>聘招<sub>一</sub>、研究信心、精進念佛、不<sub>レ</sub>偃<sub>三</sub>宗風<sub>一</sub>者或少矣、且如<sub>三</sub>豐之後州<sub>一</sub>、寓<sub>三</sub>海部郡佐賀關<sub>一</sub>、創<sub>三</sub>一字<sub>一</sub>也、夜夢<sub>三</sub>端嚴聖僧化現<sub>一</sub>、告<sub>レ</sub>信曰、汝令<sub>三</sub>我邀<sub>一</sub>焉、信<sub>レ</sub>道何人也耶、曰自<sub>レ</sub>是漁浦西方可<sub>三</sub>二三里<sub>一</sub>、星月已押移古堂、徒頓毀、願海足<sub>レ</sub>度人、慈雲偏覆、爾共同歸樂邦、廣須<sub>レ</sub>流<sub>三</sub>法水<sub>一</sub>云々、覺後感激、累<sub>レ</sub>夕如是、愈驚愕<sub>三</sub>跣足攀<sub>三</sub>樵徑<sub>一</sub>、乃問征農夫指有<sub>三</sub>古跡<sub>一</sub>直以前<sub>レ</sub>路信驩乎入<sub>三</sub>幽谷<sub>一</sub>、途中而遇<sub>三</sub>雜染之人<sub>一</sub>負<sub>レ</sub>匱來、躊躇<sub>三</sub>云、正不<sub>レ</sub>須<sub>三</sub>信法師<sub>一</sub>者乎、道爾也、僧云可<sub>レ</sub>謂<sub>三</sub>良緣<sub>一</sub>歟、晤這箇是阿彌陀如來之靈像長<sub>三</sub>二尺五寸<sub>一</sub>也、綿時邈歲、嘗不<sub>レ</sub>知<sub>三</sub>幾千回<sub>一</sub>而已、然聞不圖每夜崇<sub>レ</sub>魔感<sub>レ</sub>驗嚴密也、或咽<sub>三</sub>吐血<sub>一</sub>甚、是故秘々然、不<sub>レ</sub>耐<sub>三</sub>等閑<sub>一</sub>、輒欲<sub>レ</sub>屬<sub>レ</sub>信而到<sub>三</sub>乎此<sub>一</sub>耳、信道吁嗟想夫彼此之感夢聊



無有差、殊敢冥符者奇哉妙哉、即使以爲是我弘道之素也、頡頏挈去、緇素歡迎、少長候門、于時庇靈體於草堂而改安養號明源者矣、天正之抄、獨跨海初入此國、雖說法、於三子聞思之者不滋、矧猶於修惠之者也、又難矣哉、所以時機之未至者也、故空手去矣、且復丁文祿改元也、順帆不艱、乃將靈佛來、時乎々々、鄉人崇敬日熾、以是信自疎懶、焉打破漆桶、轍胥作宗器、各親景慕、強請挽留、不得拒辭、便創佛廬於笹町、然後賜地於裏町、移營殿宇於今地了、今茲慶長丁酉也、爾以去、輒步履他邦、寧欲使人傳念佛、專樹淨心上者也、豈有他乎矣、晚適土州、元和辛酉夏四月廿二日、終正坐西向安祥示寂、抑佛之爲事也、將信之爲事也、所由來者、漸海口溪舌不可勝說、所謂像設之靈基興之翼不成、世之福田、盪人情、僞者鮮矣、實哉言也、孔肆矣、爲當院之基址者、思當識焉、伏冀太守鴻澤、于海于天、國政豐饒、寺法安禪、住無量際、榮億万年、于時天和二歲次壬戌秋九月自恣日、現住竹翁忍西稿旃。

一立正寺、蓋聞立正寺世呼瓦寺者是也、釋善西創之矣、西未知何人、營草堂

於笹町止住也、尙第二世超味者久爲之擧眉、而登板于大谷山頭、始名立正寺、于此破風爵耳、元和己未歲也、厥先領主富田信濃守幕下諸士、覲於西之厨庫、索然則頗戮力常補之、加旃一院陳迹也者、而賜今地於西、是以西自雀躍飛錫於所々、岐携囊於家家、戶一紙助、半錢志、詎輕乎、終以棟梁之功成佛殿落慶焉、當時覆葺用白茅代陶瓦、寺院皆然、當時反他者也、素無寺號、故舉以瓦名、寺者宜矣乎、所由繪炙人口者、吾焉瘦哉、吾焉瘦哉。同立正寺無住于昔明源活水安書焉。

○此寺に富田知信、及其夫人並其男子の肖像摹本あり

一御領分總寺數百七十三ヶ寺

内 禪百廿一ヶ寺、天台十七ヶ寺、真言六ヶ寺、淨土廿二ヶ寺、一向宗八ヶ寺

一同社四百六十ヶ所、

○右二項吉良本を以て補ふ

一御城下より道法

板島殿之事



九島へ一里半、	三浦へ三里、	光満へ一里、	高串へ一里、
大浦へ一里、	奥浦へ三里、	遊子へ三里半、	戸島へ六里餘、
日振へ十里、	保田へ一里、	祝森へ一里餘、	山財へ三里、
御内へ五里、	秀松へ三里、	岩松へ三里、	岩淵へ三里、
高田へ二里半餘、	近家へ三里、	下畑地へ三里余、	上畑地へ四里、
下灘へ五里、			

○此里程表は追記と見ゆ、金剛山本のみにより。

# 河原殿之事

## 河原淵村

一河後森城主は式部少輔教忠と云、此養父越後守男子なき故、土佐一條殿御次男を養子とし、家相續し給ふ由、名字は渡邊と云由、定説不知。

一此天守慶長九年に、藤堂泉州宇和島へ被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>引、月見の矢倉に立らる由。

一高一万六千五百石、河原淵組、薄木組、貞延組、成妙組、黒土郷の内にて知行す

一式部少浦教忠侍帳

十兵衛殿、

津野殿、

新助殿、

奥石見守

五郎丸長門守、

竹の内

兩出右衛門佐、

兵頭左衛門進、

河原殿之事



中曾根源四郎、  
 烏居織部正、  
 薄木  
 松丸三河守、  
 大貳、  
 大宿權之進、  
 五郎丸右衛門尉、  
 中屋敷甚介、  
 竹の森  
 芝 左京進、  
 津野伊賀助、  
 則 左近、  
 貞延多武森

中屋敷主殿助、  
 小松右兵衛、  
 重實兵部進、  
 高田左衛門尉、  
 中屋敷左京亮、  
 小川新兵衛、  
 大宿右衛門進、  
 大藤新藏人、  
 大島掃部、

芝常陸守、  
 小松新次郎殿、  
 敷地越中守、  
 大森衆  
 中島右衛門太夫、  
 重實藏人助、  
 右衛門、  
 重實右兵衛、  
 宗兵衛、  
 山崎監物、  
 右衛門尉、  
 市郎兵衛、  
 右兵衛、

芝 藏人、  
 勝山一覺、  
 神野三郎次郎、  
 尾頸刑部太夫、  
 藤 藏人、  
 古井藏尉、  
 與兵衛、  
 右近、  
 岩隈備前守、  
 兵庫頭、  
 市右衛門、  
 與三兵衛、



彌七左衛門、十郎左衛門、

彌六右衛門、源三兵衛、

市之進、左衛門、

九兵衛、判之尉、

鈴之助、嵐之助、

吉右衛門、喜兵衛、

市之尉、彦左衛門、

小次郎、十郎、

源次郎、又五郎、

備阿彌、此外にも有べし能々尋ぬべし。

一爰に四郎右衛門と云もの有、元來河上村百姓なり、教忠或時河狩に御越の時、彼四郎右衛門鶴繩引などに罷出と也、かく働の体御覽候て、被<sub>レ</sub>召出<sub>レ</sub>御奉公仕候處速に御取立に預り、在宅の名をかたごりて名字を壇と云、夫<sub>レ</sub>次第に立身して、

肩をならぶるものもなく、後には芝作州とて、西の川鳥屋が森城を預け給はる、嫡男芝一覺と云、弘見の多武森の城を預けらる、二男芝左京進と云、國遠の竹が森の城を預けらる、三男芝源五郎と云、後は四郎右衛門になり、親作州城に居住す、四男芝源三郎とて、教忠近習に被<sub>レ</sub>召出<sub>レ</sub>彌御氣に入、御奉公仕居申處に、數年のたくみにてやありけん、鰯川のはたに假屋を立、教忠を慰申とて酒宴を催したばかりて城をとり、河原淵主党とよばれしが、程なく戸田民部少輔に被<sub>レ</sub>追立と云へり。

一此河後森城に、後は休右近と云人被<sub>レ</sub>居なり、戸田民部少輔の時也、是は大筒打にて世に休流と云、河原淵町に右近之自筆あり。

一清良記には、河原淵領主は、土佐一條房家三男、東小路法行の子を、河後森城に政忠養子として、日向守法忠と云、此法忠は庄林肥後守時忠四代の末孫也、法忠養子に、深田竹林院公義嫡子、實近をとらるゝとあり。

一教、法、名乗字の違ひあり、古筆尋求るに元親<sub>レ</sub>の書狀にも照源寺掟狀にも教の



字有、則爰に記す。

畑衆河原淵加勢之儀付而、追々被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御書<sub>一</sub>、去廿二日拜領仕、則御請申候、彼様  
躰堅庄中へ申聞候所、教忠儀當分難<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>差放<sub>一</sub>衆儀候、雖<sub>レ</sub>然兩國怒劇始末旁不可<sub>レ</sub>  
然之旨申合候、此上方角御無事之段、於往々御方御本意之可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>筋目<sub>一</sub>候、誠乍<sub>二</sub>  
卒爾<sub>一</sub>双方御爲不相洩<sub>二</sub>儀候歟<sub>一</sub>、是非被<sub>レ</sub>伺<sub>二</sub>尊意<sub>一</sub>一途此節候、畑歷々内證被<sub>二</sub>聞  
合<sub>一</sub>御信用可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候哉、與<sub>二</sub>御庄殿並津島法花津方<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>御意<sub>一</sub>趣申達候、每  
々御同意靜謐之基候、御一方中、始末無<sub>二</sub>表裏<sub>一</sub>故、御取合所<sub>レ</sub>希候、恐々謹言。

九月廿八日

元親 (判)

久枝又左衛門殿御陣所

櫻谷村

○豊岡

一 惠日山照源寺、禪宗、代々河原淵殿菩提所之由、畑壹反壹畝八歩無年貢地あり。  
掟狀之事

謹奉<sub>レ</sub>請、照源本尊觀世音、並藥師如來、文殊菩薩、鎮守天照太神、熊野十二所

權現、住吉大明神、開山虛明和尚、藏懷和尚、磬樂和尚、歷代祖師、然者如<sub>二</sub>前  
代<sub>一</sub>寺領無<sub>二</sub>不審<sub>一</sub>可<sub>二</sub>相調<sub>一</sub>、若違背之方候共、從<sub>二</sub>旦那左近將監有高<sub>一</sub>以來之事、更  
不可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>云々、別而式部少輔教忠已後之儀、無<sub>二</sub>判形<sub>一</sub>永地不可<sub>レ</sub>買<sub>レ</sub>之候  
也、萬事先年之形儀、少茂不可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>者也、當伽藍者、依<sub>二</sub>且方敬<sub>一</sub>増<sub>レ</sub>威、當  
家者依<sub>二</sub>佛法繁昌<sub>一</sub>添<sub>レ</sub>運、伏希武運長久。且爲<sub>二</sub>末世永々<sub>一</sub>別而新置狀如<sub>レ</sub>件。

永祿捌乙丑年十月廿八日

教忠 (書判)

惠日住山璨翁和尚 (書判)

○原本存在す、之によりて誤を正す。

此寺は、古派紀州由良法燈圓明國師五代の末、當寺開山虛明和尚、應永十七年六  
月十五日遷化とあり。

一 此藥師如來の事、先代遍路壹人來り、踊堂と云所の柳の本より木佛一体ほり出し  
今の不動坂岩谷の内へ入置、其夜遍路は失給ふ由、夫より後年久敷過候て、御僧  
一人來り、此佛を三拜し給ひ、弘法大師の御作の藥師なりとて、庵をむすび如來



を移して信仰し給ふより、佛法繁昌の地となり、大伽藍を建立となり、御僧壹人とあるが虚明和尚の事なるべし。

○今の薬師なし、正観音を本尊とす、佳作なり。

一同寺法度書

爰爲臨濟一老派脉、建立一山、山名惠日、寺號照源、然則酌其流于今立一宗幢、先師藏懷和尚大禪師、了悟濁末之人生、書種々禁戒、及于十有餘法、是以雖諸宗其數多、未到寂寞此門也。

第一、天下盡爲亂邦、而閑靜之地鮮矣、假雖懸黑衣、或持弓箭、向俗徒、或帶干戈、好軍陣、垂手檀土、令色巧言矣。

第二、三時行事疎昧、而或遊賞花下、或步行柳陰、自早晨到夕陽、忘却僧堂裏、所好一聲高歌九曲、尺八三更敲門、五更掩扉、故人深所禁也。

第三、女人不入門裏事、誠以有感、今代以僧有名者皆可嫌者也、所以者何、蓮生淤泥中、不同調、金在沙石中、不一色、水元水、山元山、謂乎似則似、

是未是、近火者心乾、近水者必沾、夢不知先達之意矣。

第四、皆雖丈夫、四時易染、然人有九品、上中下品也、謂之九品、上之上者、惡人雖侵如風時之山終不同其心、下之下者、又善友雖進似水底之石在河底、不隨其流、自上之中、被惱聞被惱見是則耳目之咎也、以此禁遊者之類矣。

第五、禁酒之事、深戒也、佛祖兩路爭以不足言、今世偶成人目之僧、拋擲破袈裟、引立紙衣襟、學坐禪、雖依蒲團上者、霞綠三器之後、必爲舟動、傾身於前後左右、不下未天鼻雷鼓不容世空口霧迷、加之無情之輩、無不侵酒者、不足則麻中雀過、則古佛座也、何以無其失矣。

第六、牛馬畜養戒事、有其由所、昔商那和尊者、問阿難曰、某有何罪哉、阿難答曰、爾於前世爲王子、無報而食其粟、遂未送牛馬恩、若爲佛弟子、一乘牛馬、其罪不免云々。

第七、及寺之四方獵漁之事、是又堅固不可不戒、佛在靈山會上說法、則音聲通處之獸畜無不成佛、鹿野精舍自是始矣、夫到末世、或爲且家之輩、無



能不戒、而居三寶僧之座上、詩歌管絃大酒飲小指扣而偏醒、則圍策碁盤上飛、鴉鷺雙六高聲喚三二六、或則及鞠庭履音動天、剪寺內竹木爲人之愛憐、一々以見此禁類、誰豈銘肝不收心中也、而今住持以此趣納雲衆、殊更天下臨濟佛法破滅、而難哉、守吾宗只歡殘于照源一寺、正僧法續佛法、元來不傳繼于何、住持對山僧曰、某甲繼于不傳云々、予則三拜、寔是先師之戒行、彌不淺者也。

前靈龜山主學雪叟窓菴書

一此照源寺に十二坊あり。

寶徳庵、治部卿庵、三清庵、龍華院、加僧房、藥師寺、宗重庵、龍泉庵、浮岸寺、井龍庵、福壽庵、三堂庵、但いづれも寺外に有之由也。  
一山瀬城、嶋之城、親行城とて古城有、教忠の出城の由。

松丸町

一醫王山永昌寺、本尊藥師、觀音、地藏、曹洞宗、初は觀福寺と云よし、開山不

知、畑七畝拾五歩無年貢地有り。

○此寺の門は皮籠の森の城門を移したるものと云ふ、又寺地は城主渡邊氏の邸趾と見ゆ。

一智心庵と云古寺有、本尊藥師、今は永昌寺へ移し置るるの由、畑貳畝拾四歩無年貢地有、

一制札のうつし、

定條々

かわら淵郷

一如天下御法度萬事可申付事、

一境目之儀に付、走りもの、惡黨有之は、付届次第改返し可申候、自然他所他

郷より御法度旨被相背候共、此方のものは御法度之旨可相守事、

一當町中諸公事免許事、但公儀俄に用所有之は在所の者有次第可罷出事、

右條々かたく可守其旨者也。

慶長十年霜月十日

佐渡守 (判)

是は松丸町に、右藤堂和泉守殿御代に立申制札之由今に古札あり。○藤堂高虎當時佐渡守と云ふ



一松丸町を土州中村へ道法拾壹里と云へり、宿次、松丸を檜谷、上家地、中家地、下家地、方の川、川崎、用井、橘、津野川、岩間、加用、中半、口屋内、窪川、勝間、鶉江、田出の川、塩塚、手洗川、板の川、老の川、中村。  
舟下り時、手洗川を悪瀬々、佐田、入田、中村也、歩道の時、塩塚より板の川、瀬々村、利岡、岩田、中村也。  
又高知へは、河津南村を順道也、松丸を廻り道也。

延野々村

一延野々村庄屋所にて

大守秀宗公八月十五夜の御詠歌有り、

つれなさのたぐひまでやはつらからぬ、月をもめでし有明のそら。

一大森城とて古城あり、城主不知、

一金岑山廣福寺、眞言宗、

昔は天台宗にて等妙寺末寺のよし、田貳畝畑壹反貳畝無年貢地あり。

次郎丸村

○今の豊岡

一石崎城、陣が森とて有、城主不知。

一禪林山正善寺、本尊観音、地藏、曹洞宗、開山不知、畑四畝拾五歩無年貢地あり。

同中の川村

一彌勒寺と云あり。

一此村に、坪之内權之進と云人有、覺も有之由、尤書付など委細に板に有之處に狂氣の坊主入來、散々に打碎きたりといへり、是を清良記には、奈良坪之内攝津守清俊、其子權之進清近と云人有と云へり、奈良の内に坪之内と云所無之由、然者二郎丸の中の川の坪之内たるべし。

○奈良にも坪の内あり、ならの方然るべし。

一清良記に、又薄木城主土居三河守重宗と有、是を河後森侍帳には、松丸三河守と有、何れを決定せん哉、何等と由緒有て名字をかへたるにや。



奈良村

一川後瀧城とて古城あり、城主不知、

芝村

一奈良山等妙寺、開基は元應二庚申年、開山理玉和尚は、生國淡路之人也、理玉和尚故ありて奈良山に入し時、黒毛の駒を洗居たる貳人のおのこにあへり、其もの所持せしとて、佛舍利二粒和尚へ奉る、是曾我兄弟の亡靈と也、夫々目黒山の奥へ入給ふ、老翁二人居住せり、此地に住宅せし事何程ぞと尋給へば、紙袋貳つ出して、我等生涯の内替りたる齒なり、年々入置候、是にて御察候へと申、牛玉鹿玉を和尚へ奉ると云、則鬼王段三郎となり。

一縁記の内に、大豆三粒、山中三所に奉納とあり、是則三辨寶珠俗諦常住玉也と云へり。

一北山西園寺大納言宣房卿の家の人々も、助成有て、元徳二年庚午十月十八日、十二坊まで造營と云々。

此時六人寺奉行定る、則宇和の齒長寺、柿原の靜蓮寺退轉、澤松の吉藏寺今は禪宗也、上河原淵の安樂寺退轉、延野々の廣福寺今は眞言宗、浪岡の妙光寺是なり本尊は如意輪觀音なり、八十計の老翁背負來、當寺の本尊にせよと云捨て行方不知と也、是今の本尊也。

一十二坊あり、則坊號

智光院、福壽院、如意顯院、戒藏院、淨土院、總堂院、不動院、說性院、上藏院、寶藏坊、延命院、靈光庵。

一山上に山王廿一社、山下に十禪師權現、辨財天、不動堂あり。

一國中に末寺七十二箇寺あり、畑五畝廿五歩無年貢地有り。

一大樹殿下義詮公、等妙寺々領に文野々市を被付之由、御教書被下といへり、此文野々市は、今の永野市の事なり、文のみと云より起れりとなり。

一理玉和尚、元弘元年八月上京有是、後醍醐天皇御宇也、勅願所として比叡山延曆寺圓頓戒場會、天下四個寺に定る、先東方に關東寶戒寺、南方に豫州等妙寺、



北方に加賀薬師寺、西方に肥後鎮興寺、中央に洛陽の東山法勝寺、是者白河院の御跡也。○寶戒寺は鎌倉にあり、法勝寺は聖護院なりと云ふ。

一奉<sub>ニ</sub>右此観音厨子再興<sub>ニ</sub>之事、

大且主、河原淵貞延薄木主黨大野一覺入道と號、松浦源三兵衛尉忠信卿、畿内河内國若枝之住人也、左京進政稔、是観音講被<sub>レ</sub>企人數也、誠爲<sub>ニ</sub>滅罪生善<sub>ニ</sub>被<sub>レ</sub>催<sub>レ</sub>之、既及<sub>ニ</sub>三年<sub>ニ</sub>、爰在<sub>ニ</sub>道趣仁<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>移<sub>ニ</sub>時剋<sub>ニ</sub>、山中僧衆並薄木城主、殊寺奉行番首芝調<sub>レ</sub>塗畢、此以<sub>ニ</sub>講物<sub>ニ</sub>故也、將亦少宛有<sub>ニ</sub>懇志方<sub>ニ</sub>以<sub>レ</sub>是悉成就也。

夢相法師、戒藏院主、顛能大德、正行院主入俊大德兩人也。

十月十八日<sub>カ</sub>仕初、同十一月十一日<sub>カ</sub>塗地、廿二人役、手傳細川左近進、彼是廿四人役、已上四拾六人役也、作料一錢不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>取候、漆六盃、綿百六、布一反、炭一俵、漆代七俵余、外漆二盃、合力不<sub>レ</sub>能<sub>ニ</sub>名字<sub>ニ</sub>哉。

合力一俵貞圓大德、一俵交藝大德、一俵芝大炊、二俵奈良上野、二俵祥芸庵主、一俵観音講芝より、

御安座、天正十一年癸未十二月三日辛亥日、曼荼羅供有、

時住持廿五代旭榮和尚、知事貞圓大德。

一開山理玉和尚<sub>カ</sub>旭榮和尚迄廿五代、山繁昌す、然所に戸田民部少輔入部之後、此山へ參詣の序に、山中悉あらし被<sub>レ</sub>申故歟、十二坊共に天火のために焼失す、其以後寺領等まで取上らる<sub>ニ</sub>により、次第に破滅に及、山の住居も難<sub>レ</sub>成故、十町計里へ御本尊を奉<sub>レ</sub>移、是は天正十八年の事なり、芝村に有徳の人ありて、只今の寺地へひかる<sub>ニ</sub>のよし、是則鎌田兵衛正清の末流に、正秀法名は善正と、靈光菴の棟札に有<sub>レ</sub>之由、縁起の内に有<sub>ニ</sub>といへ共、今は其棟札もなく成りぬ。

○等妙寺山の古圖あり、往古の事跡歴々徴すべし。

一此山中に大きな杉の切株あり、廻りは六間半有、二間竿うちわたして見るに、切株の内に有、是は戸田民部少輔代、高麗陣と申時に、舟板にひかせらる<sub>ニ</sub>となり。

一此寺の寶物共大破の砌、方々へ取散し申所に、宗時公登山被<sub>レ</sub>成、當寺縁起等披



見に入候て、紛散之什物等、悉被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>取集<sub>一</sub>於<sub>二</sub>于今<sub>一</sub>當寺に被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>納置<sub>一</sub>物、

一佛舍利二粒、  
一觀音繪聖德太子御勅筆、

一不動繪後鳥羽院勅筆と云、

一地藏繪三幅一對等香筆と云ふ、

一十六善神繪唐筆、

一受戒本尊繪唐筆、

一牛玉、  
一鹿玉、

一四面佛具、  
一兩界曼陀羅、

此兩様開田善覺禪門寄進、建武元年甲戌七月料足百廿貫之價入となり。

右曼陀羅修復再興して、裏書有、其寫、

爲<sub>二</sub>有間前雲州大守淳應能公禪定門<sub>一</sub>、奉<sub>三</sub>再<sub>一</sub>興寄進智光院<sub>一</sub>者也、

當時檀那今城左衛門尉能光 (書判)

時之住持受昌、  
奉行光住備後守義真、

天文十八年巳酉八月吉日。

一華鬘十二、箱に書付あり、寫<sub>レ</sub>之、

此華鬘者、紹圓大德、就<sub>二</sub>理玉和尚忌<sub>一</sub>以<sub>二</sub>造工錢<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>本寺公用<sub>一</sub>、且者以<sub>二</sub>宇和<sub>一</sub>三箇寺奔走<sub>一</sub>成就也。

時之住持德翁、  
知事受圓、

作者 後西園寺家大藏卿玖春、

幡多 和井野左近將監基延、

彩色 立間醫王寺良順、

宿所 伊賀上地福寺、住持理俊、

本願受圓、

天文參曆甲午年九月十二日

一郡主より繪像七幅表具寄進、

所謂七幅は、觀音、不動、十六善神、受戒本尊、地藏三幅一對也、但此地藏繪は、津島滿願寺<sub>ハ</sub>天文廿二年寄進の書付有り。



從四位拾遺遠州大守藤原朝臣宗利公、奉寄進、櫻田主水佐親善、依主命令表具畢、寛文十一年四月と軸裏にあり、此筆者正眼院住僧節岩和尚のよし。

廣見村

一廣見宮棟札寫

謹奉ニ上棟立柱、右意趣者、大日本國伊豫州宇和莊黒土郷貞延村、大父都大明神、就ニ于御寶殿同詣殿修造、次謹命現前清衆同音諷誦水月道場一會、專祈旨者、檀那本命元辰星斗、殊更皇風永扇、帝道遐昌、當所安寧、兵革不興、次冀社門鎮靜、内外咸安、火盜双消、檀信皈依、諸緣吉利、

于時永正十一年甲戌三月吉日書之

檀越源氏朝臣親正八郎三郎、大工豊前、神主左近左衛門、謹誌、

「裡書」ト庵書之、

○原本に依りて訂正す

一大安山禪定寺、本尊阿彌陀、曹洞宗、開山不知、畑壹反六畝廿五步年貢なしの地有り。

一多武森城たのもり、此城には芝一覺政景居住す、勝山一覺事なり、後には大野入道と云よし、紋はひあふぎ三星のよし、此一覺親作州同前に、度々土佐勢引入申事、かくれなきゆへ、藤堂泉州關が原出陣之時、彼一覺事、無心元被思召、土州へ飛脚を被遣關が原へ御連被成度候由にて、被呼寄、矢倉大右衛門亭にて詰腹被爲切なり、流石一覺も一人當千の働見事なる体にて相果候よし、親作州兄弟共被相尋といへども、不知行方落行たりと云、後に聞けば一覺草履取、早く立飯り爲知候故、身を邊土遠國へかくし去りぬと云々、芝一覺正眼院へ葬る也。

○此記事清長記に悉し。

下大野村

一たかの森城、是は廣見多武森城主大野一覺出城の由。

一琉璃山大泉寺、本尊藥師、曹洞宗、開山不知、畑貳拾四步無年貢地あり。

中尾坂村

○後下大野に合せらる

一中尾坂城、此城主采女正吉貞と云人之由。

○龍澤寺を再興したる人



西野々村

一西野々城、此城には能登守と云人被<sub>レ</sub>居候由、名字名乗不<sub>レ</sub>知、天文九年に御腹被<sub>レ</sub>召とあり、此時追腹衆拾壹人有しも、名字名乗不<sub>レ</sub>知、如何成子細にて切腹と云事も不<sub>レ</sub>知、後人よくよく尋ぬべし。

一追腹拾壹人は、武藏守、豊前守、治部之丞、八郎次郎、金藏主、大覺、甲斐之助、左馬之允、右京、小四郎、六宗。

一此城の麓に、西野々城へ汲井あり、蛙の聲にて物音聞えざる由にて、長さ一尺幅三寸四方の木札を井の内へ被<sub>レ</sub>入となり、是を蛙のこゑとまり申由、其木札今に井の内<sub>レ</sub>あり、能登殿絶命より、延寶九年まで百四十三年に成候へども、蛙の聲は不<sub>レ</sub>致よし、井の外にては啼申よし。

一普門山觀音寺、本尊千手觀音、曹洞宗、開山不<sub>レ</sub>知、畑壹畝歩無年貢地あり。

畔谷村

一寶泉山万福寺、本尊地藏、曹洞宗、開山不<sub>レ</sub>知、畑壹反壹畝無年貢地あり。

一るびすが森城、泉が森城とてあり、城主不<sub>レ</sub>知、

松ノ森村

○生田村

一上棟北野天神、天長地久、祈願圓滿處、

皆至德三紀歲次丙寅三月吉日

願主 前筑後守沙彌道周、

同 二息左近將監源通正、

同 藏人 源盛正、

一謹奉再興、上棟天滿天神宮御寶殿、

右發願旨者、一天太平、万民與樂、當郷安全、檀那各子孫繁榮、當城堅固、我敵退散、一切如意吉祥矣。

永正九年壬申仲穰吉辰

願主西河前豊後入道顯貴敬白、

一此西の川豊後守事

土佐軍記に、伊豫の曾禰手勢五百餘騎にて先手せられ、黒瀬の城へ押寄、城下の



町を打破り、折節日蝕にて方角見えず、會禰衆深入して、城より切て出で、會根人數討死多し、土佐衆次第く引故、是を見て城主西園寺、千五百打て出で、土佐勢ひけをこる、伊豫侍西の川豊後守、四百餘騎殿がりせらる、敵稠敷押駈たり、西の川人數被切立、少々討死する、此時黒き幌かけたる武者馳來り、下知して退くを、大將と見て敵二人切てかかり、幌を二太刀切付る、西の川一人の敵切倒し一人は組討して首をとり、先に引たる桑名光富久武、敵稠敷付るを見て備を立て西の川をまつ、是を見て敵引こる、西の川取たる首を持って物頭衆へ向て、敵を存分に引寄せ討果さんと引出したるといへども、幌を二太刀切られたるにより返す、今五六町も敵を引よせよがしと思召べし、御心中御耻か敷と申されたり、是を聞て諸人譽ることあり。

此豊前と有は豊後の事なるべし、筆者の誤り歟。

一奉<sub>レ</sub>上棟、三島大明神、社頭造營、天長地久、御願圓滿、武運長久、息災延命、右檀那豫州宇和庄黒土郷、美作守源政輔、四郎右衛門尉源瑞熙、

大工三橋權守藤原安正、小工佐伯奎助、鍛冶梅木式部丞、

維載天正第八龍集庚辰仲商廿二日良辰

遷宮等妙寺住持旭榮大和尚。

一鳥屋が森城、此城主は芝美守作嫡子四郎衛門被居之由。

清水村

一金泉山長樂寺、本尊釋迦、曹洞宗、開山不知、田壹反九畝廿六步、畑壹畝廿六步無年貢地有り。

一照光山妙樂寺、本尊藥師、曹洞宗、畑貳畝拾歩無年貢地有り。

一上棟隼鷹天神、願主源朝臣義正、年號月日は板朽てなし。

大宿村

一欽涓取吉宿良曜

奉<sub>レ</sub>上棟以則遷宮

白王大權現、大自在天神、專祈天長地久、万民安康、英檀乙丑、子葉孫苗、累世



繁茂故也。

昔明應五年柔兆執除閏二月十八日 源朝臣日向守諸正、嫡子宮内少輔弘正

大工沙彌道通、子橋氏延正、鍛治藤原正幸

一龜が森城、此城には渡邊將監と云人被居之由、舍弟左衛門尉にて絶申由、是宮内少輔弘正の末流歟。

一三光山安樂寺、本尊阿彌陀、曹洞宗、開山不知、畑貳畝五歩無年貢地有、此寺に大乘經書本の残りあり。

筆者 助筆比丘明全

應永二年閏七月十三日

江湖雲水比丘謹書之

善頭結縁書寫之

野僧謹言梵秀

集諸筆書

又金燈籠有、書付寫、併文字見えざる所おほし、

延徳二上章闍茂小春吉日、藤原朝臣九右衛門功者(字切たり)時成方佛號(字切たり)時者一躰故貧女一燈是也、過去現在(字切たり)一念願成就故也。



# 北之川殿之事

北之川 ○今の土居村方面

一土居村甲之森城主は、紀貫之末裔にて實平と云、嫡子常安、其子勝千代、常安弟通安、其子親安討死の由、尤實平京都より下向之時、伊豫之内道前猿藪村と云所にて病死、骨をば土居へ取參候て、下谷と云所に納置申を、八幡と祝申之由、猿藪村にては貫之の墓と申のよし。

○猿藪村は猿川村の誤ならん、又猿川原とあるあり、共に風早郡の一村なり、伊豫俚語集には紀貫之の墓猿川村の内神途じんずの原にあり、又實平此地に死し遺骨をば土居村に送るとも云ふ云々、伊豫古跡誌に曰く、猿川村に紀貫之祠あり、按ずるに、邑人實平を誤傳して貫之とすならん。

一右四人の位牌、高野山松坊の内松門院に有之由、雪舟の掛物も被<sub>レ</sub>上置之由なり。

一高四千五百石、周知郷柳郷の内にて知行す、又五百七拾石大洲領之内四分一村にて知行す、

合高五千七拾石、昔は三千貫知行すといへり。

一紀式部大輔親安枝城六

鷹子の大番城 城代紀長門守又越後守共云、

窪野の三瀧城 同 立山修理、

遊子谷白岩城 同 白岩左近太夫、

相川燈ヶ鼻城 同 相津伊豆守、

又一説に天神が森城と云、城代相津紀伊守とあり、

横林猿が瀧城 同 岩本將監、

四分一白石城 同 大塚源十郎○四分一は今の大谷村なり

此白石城には白石甲斐助と云人被<sub>レ</sub>居、高尾城もかけ持に被<sub>レ</sub>致之由、後に高尾城をば兵頭藤右衛門と云ものに、北の川殿を被<sub>レ</sub>預之由一説有り。



一北之川殿本城は、窪野村の三瀧城之由、代々墓所も有之由、土居甲之森城は枝城にて、永山伯耆守と云人被居之由、尤留主居城代は尾崎彈正と云人のよし、此彈正は魚成と取合の時討死、第六太夫にて落城之由、

一北之川殿は越智氏にて、河野の流れ、紋も傍折敷そばをしきに縮三文字なり、是を紀貫之の流と云事、一圓不相應之處に、彼實平當地へ入部之節、道後河野館へ被着候へば、傍折敷の内に縮三文字の幟壹本被取出、是を立させ御通り候はば、道中子細有間敷由に付、持せられ北の川へ御入部候故、紋は河野殿よりの紋なりとかたり侍る人あり。

一北之川落城は、天正四五年の比より親安と土佐長宗我部と不合になり、度々取逢合戦有之由、同十一年正月十三日之合戦に、三瀧城にて幡多野依岡と申仁と組打にて討死と申傳之由。

○河野家譜天正八年正月十三日落城とあり、天正十一年は當らざるが如し。

一土佐軍記に、北の川と云人、三瀧、甲の森、猿が瀧、宗川、黄幡、五つの城主、

昔々大身の人なり、元親へ降參有により、姪聲にせられ、別して入魂たりしが、敵となり、或時黒瀨城へ働く土佐勢を追立て色を立る、元親腹立あれども、押静め、今豫州手に不<sub>レ</sub>入北の川など謀叛すれば、残る城々強敵となるべし、北の川を賺し納得させんと思召、使を以被<sub>二</sub>仰越<sub>一</sub>は其方元親へ不足有て敵となられたるよし聞ゆ、何たる遺恨有ぞや、元親違ひの事あらば仰られよ、其方の望に任せ申べし、今豫州手に不<sub>レ</sub>入、其方敵とならば城々降參すまじ、縁者の事なれば、よし少々の恨あり共堪忍して給はれ、若讒者あらば申されよ、其方存分に任すべしと仰ければ、北の川聞て、元親へ敵して本望を達する事千に一もなし、腹を切る覺悟仕る、縁者なれば元親を大切に存、數度方々へ加勢仕る、然るに北の川に腹を切せんとの結構と承る、何の科ぞや、又宗川黄番二か所、北の川へ案内に不<sub>レ</sub>及と被<sub>レ</sub>仰、二つの城へ土佐勢押込、町中三の丸まで押入狼籍して悪口する、是何の緩怠ぞや、又去年永山伯耆岡豊へ出仕之砌、色々非分の事被<sub>二</sub>仰聞<sub>一</sub>押籠らるれども、元親被<sub>レ</sub>申様道理なきにより申開く傍の讒を信じ、無罪の北の川罪人とな



る無念の至なり、元親表裏の人、前代未聞也とみなだを流し返答なれば、元親怒て腹を切せよと被<sub>レ</sub>仰、後久武内藏之助大將にて五千餘騎、桑名太郎左衛門三千餘騎、又幡多郡より宿茂光富其外四人の人数六千餘騎、都合壹萬三千餘騎、三瀧の城へ取掛る、北の川衆火花を散し責戦ふ、土佐衆本丸へ乗入らんとするを、三度まで追立られ、手負死人有て責あぐんたる体なり、桑名久武操立<sub>もみたて</sub>操立、荒手を入替、暮におよんで本丸乗取、翌日未明より二の丸を責るに、是に北の川籠られたれば、數度追立られ、歴々手負ければ責兼たり、されども多勢故押入、北の川兵士大半打死する、北の川廣間の庭へ躍出て、依岡左景に詞をかけ、依岡よき相手也、尋常に勝負せよと切てかゝる、互に太刀打して、依岡組て首を取、依岡も手負たり、北の川自身の働譽めぬ人なし、甲の森は、北の川家老永山伯耆居城なれば、三瀧の責衆指分攻取、永山伯耆自害する、猿が瀧城、宗川、黄番三の城明て退く、北の川跡へ長曾我部四郎兵衛組與方此所にて知行給る、猿が瀧、宗川、黄番、此城之代官四郎兵衛に被<sub>レ</sub>仰付、三瀧の城責の時、一番乗光富、諸人追立

られ返して乗取時も一番、是は光富權之助十九歳也、物頭自身働諸人譽る、此親も光富權之助と云、讃州藤目の城にて討死する、高知行之跡なれど、組與方其儘被<sub>レ</sub>仰付、度々手柄して、桑名彌次兵衛、光富權之助、二人指をりの大將となる、又幡多郡立石右京進十六歳にて、北の川にて籠らるる二の丸乗取時、追立られ敵の槍二本にて突かかるを、被官に織部と云もの返し來て敵を追拂て主を助けり、其後かの織部切岸へ槍二本にて突詰られ、既に討れんとするを、右京進見て切てかかり追拂織部を助けたり、織部も槍疵切疵廿一ヶ所手負たるを、右京進（後助兵衛と云）之を見て脊に負て退けり、織部も死なざりけり、是を見て主従の働譽ぬ人はなしとあり。

一此時の事にや、公廣殿の感狀野村庄屋手前にあり、

土州衆北の川表へ打出、諸家悉企謀叛被<sub>レ</sub>背當家前代未聞之至候、果者某可<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>悴腹<sub>カ</sub>之体候、然る處其許五城之内成一城所堅固に持堪、被<sub>レ</sub>抽<sub>二</sub>粉骨<sub>一</sub>之段、令<sub>二</sub>祝着<sub>一</sub>候、其方手柄之儀、雖<sub>下</sub>始<sub>二</sub>于今<sub>一</sub>候、今般之忠節無比類<sub>二</sub>候、



萬一得大利候はば、一稜知行加増可宛行者者也、

天正十一年正月十五日

公廣 (書判)

緒方藤藏人とのへ

○北の川落城は天正八年なれば此の感狀は其時のものにあらざるべし。

一西國大平記に云、爰に三瀧の城主北の川と云侍領内廣く持て、城五つ帶けり、是さへ落居せは、自餘は不招して來るべしとて、二萬餘騎にて攻寄たり、北の川武勇飽迄たくましき勇士なれば、出向て戰けり、先手久武内藏之助爰を專途と戰ひけるが、終に討れければ土佐勢敗北す、又新手を入替て戰鬪す、北の川敗北す依岡左京其首を捕、光富權之助生年十六歳城の先登也、此時双方の討死數百人なりと聞ゆる、其後人馬を息めて甲の森を攻けり、城主永山伯耆守小身なれ共、防戰して終に討れぬ、兩城攻取ければ、猿が瀧、宗川、黄番の三ヶ所、長宗我部の猛威を恐て開退たりとあり。

一同記に、北の川親安は、通安か甥にてあれ共、心替りして元親に隨ひ、河野より

申請し通の字をも捨るとあり。

○親安は元親の諱の一字をもらひたるならん。

一同記に、天正八庚辰八月廿一日の夜、元親八百餘騎にて北の川對馬守通安、同石見守安定を攻、大番、甲の森、猿が瀧、此三の城々へ土佐勢を引入、城代左京織部出雲を追出すとあり。

○天正八年より北之川攻を開始し、而して其落城は九年正月なるが如し。

一 小早川の禁制札左の如し

禁制

北之川村

右諸軍勢甲乙人等、濫妨狼籍之事、堅令停止訖、若相背此旨於有違犯之族者、可處嚴科者也、仍而下知如件

天正十三年十二月三日

小早川左衛門佐

是は隆景伊豫内卅五萬石拜地之時立申制札之由正筆見事也。

一 隆景事、土佐軍記に、中國より毛利右馬頭輝元、小早川隆景、吉川元春、三萬餘

北之川殿之事



騎にて、伊豫の新居宇麻に着、夫々毛利輝元伊豫の金子が城へ押寄、日數十日に攻落し、男女なで切にする、小早川隆景注進有、是を聞て仙石權兵衛、高山右近、前野庄右衛門、中川藤兵衛、蜂須賀、黒田、赤松、都合七萬餘騎、入替く攻る、一の宮に籠る元親先手江村孫右衛門五千餘騎、同協の城に籠たる谷忠兵衛四千餘騎、何も兩人ながら剛の兵なれば、自身突て出火花を散し攻戦ふ、され共惣構を破られ、城中之兵三百餘騎討死する、此城今二三日の内落城と見えし、元親是を見て秀吉卿へ敵して不叶と、降参せんと思案して秀長へ便り、秀吉卿より阿波土佐知行仕、伊豫讃岐上可<sub>レ</sub>申之由被<sub>レ</sub>仰下<sub>レ</sub>ければ、伊豫一個國を進上可<sub>レ</sub>申候と御返事申により、御人數被<sub>レ</sub>下、秀吉公へ對し少も疎略なし、御意次第に可<sub>レ</sub>隨候、能様に被<sub>レ</sub>仰上<sub>レ</sub>今般之儀御免有様に頼入候と申さるれば、秀長秀次仰には、其方事秀吉公惡敷も不<sub>レ</sub>思食<sub>レ</sub>候、御旗本になり父子ともに大阪へ上り御奉公被<sub>レ</sub>仕べし、其儀ならば早々申上、人數可<sub>レ</sub>打入<sub>レ</sub>と仰ければ、元親御兩卿へ任せ可<sub>レ</sub>申、御憐愍有べしと申さるれば、右之趣秀吉公へ言上あれば、今般の緩怠

可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>赦免<sub>レ</sub>との御誼なれば、元親三男津野孫次郎を人質に出したれば、秀長秀次同道にて諸勢七月の末に阿州を出船して歸陣あり。

四國御仕置之事

土佐一ヶ國

長曾我部元親に被<sub>レ</sub>下、

阿波の國

蜂須賀彥右衛門被<sub>レ</sub>下、内壹萬石赤松拜領、

讃岐の國

仙石權兵衛被<sub>レ</sub>下、内貳萬石三好正安拜領、

伊豫にて卅五萬石

小早川隆景被<sub>レ</sub>下、

貳萬三千石

安國寺被<sub>レ</sub>下、

壹萬四千石

來島助兵衛被<sub>レ</sub>下、

三千石

得居太郎左衛門被<sub>レ</sub>下、

伊豫阿波讃岐の國侍、年々弓矢にて元親へ降参して旗下になる、國侍衆分秀吉公御追放有り、ちりぢりに浪人せらる、三箇國の侍と云は、頼朝公の時鎌倉より下る侍もあり、尊氏公の時より下るもあり、細川殿衆も有、三百年四百年相續きた



る家、此時果たる衆數多有、中にも伊豫の河野殿は、人皇七代孝靈天皇第二の御子伊豫親王より續きたる貴族にて、星霜其數不知、代々武勇の家にて、伊豫の屋形たりしが、元親へ降參あるにより追放なさる、此人中國毛利元就孫智たるにより、元親さしも敵とおもはれず、河野居城へ取かかる事なし、伊豫國侍七ヶ年の弓矢に草臥降參せらるる故を聞て、河野も家老平岡を土佐へ遣し、降參してより追放となり、小早川縁者なれば、預り沼田の庄の内竹原と云所におはし、病死して河野の家絶たり、三好正安來嶋土居は降參なきにより、領知拜領なり、武家に生れたる人は、武勇を可嗜事勿論ながら、朝夕に忘るべからずとあり。此時節立たる制札と見えたり。

一大雲山報恩寺、紀實平菩提所、寺領百貫、土居河津南兩村にて被付之由、開山法燈國師時代不知、初は濟家にて由良門徒、五十四五年以前に相絶ゆ、夫より以來奈良谷末寺洞家に成よし、畑壹反三畝拾七步無年貢地あり。

一豫州宇和郡周知郷北ノ川土居村、三島大明神、本地大通智勝佛如來、末社左八社、

右八社、三拾六人歌人、門丸戸、十六王子、内獅子、外獅子、新田、若宮、神子神權前、高津權前、河津權前、山内鎮守、山内堂定、

如レ此の大社にて、社領五拾貫にて、月次之神事相勤之由也。

一欽就<sub>ニ</sub>于當境<sub>一</sub>珀化三島大明神御寶前、爲<sub>レ</sub>建<sub>ニ</sub>立<sub>一</sub>一字鳥居、弑百日之參籠者也、剩愛宕山大權現秘法一千座奉<sub>ニ</sub>勤行<sub>一</sub>、右奉<sub>レ</sub>抽<sub>ニ</sub>丹誠<sub>一</sub>意趣者、保祐大檀那辛卯越智朝臣左衛門太夫、同公丁巳之御子、壽命長遠身体堅固矣、伏希武運増進、干戈勝利、當城安寧、孫枝子葉、諸人快樂、病患清絶、五穀豊成、災障不<sub>レ</sub>侵、吉慶來儀、雨順風調、萬民樂榮、万劫万祥、至祝至禱、如意如<sub>レ</sub>件、

本願大圓房法印

大工河内守正俊

昔永祿元祀戊午九月吉祥日認

頓首敬白

一慶長十九年霜月十一日棟札あり、檀越二宮松岳、同左京進、中島又兵衛、同五郎左衛門、願主宮本傳太夫、清山道秋禪門なり○棟札現存



窪野村

一三瀧藏王大權現堂建立棟札

日本國伊豫州宇和庄須智郷北川村、奉<sub>ニ</sub>居住<sub>ニ</sub>三寶弟子、檀那越智朝臣安直等、右意趣者、天長地久、御願圓滿、國家安穩、當所豊饒、殊者檀那癸丑身軀康健、災難不<sub>レ</sub>侵、壽算綿延、福祿增長、無<sub>ニ</sub>諸難事<sub>一</sub>、吉祥如<sub>レ</sub>意、次冀伏乞三寶證明、諸天擁護專祈。

文明十四壬寅載十一月五日

小願主六郎四郎敬白修理三度

○安直は永享五年の生にして年五十なるべし。

一上棟本願旦那庚子越智氏朝臣長安公

將又翁共氏女子

于時永正八辛未年十二月廿三日

○異本に又の下六羽玄氏女子とあり何れも正しからざるが如し、長安は文明十二年の生にして年三十二

なるべし。

一再興大旦那巳巳、安藝守越智氏朝臣通安、

天文八巳亥年三月十八日

本願主太田三郎兵衛敬白

作事之内取成、伊勢守、雅樂助、太田孫四郎。

○通安は永正六年の生にして年三十一なるべし。

一再興本願城室木工大藏、弘治二丙辰載九月十四日。

一神王山井谷寺、本尊觀音地藏、曹洞宗、開山不<sub>レ</sub>知、住持普照和尚は新宰相殿養子分なり、江戸におゐて秀宗公宗時公へ御目見被<sub>レ</sub>仕なり、其節年を御尋被<sub>レ</sub>成候故、三十に罷成候由被<sub>ニ</sub>申上<sub>一</sub>候得ば、御詠歌

ある僧にかはりて

三十とてつとめし法のかひありて道をひろめる事ぞうれしき。 秀宗

○一本に「三十まで」とあり。

かやうに短冊を被<sub>レ</sub>遊普照へ被<sub>レ</sub>下、于<sub>レ</sub>今所持故望候て拜し奉る也。



一萬圓山妙音寺、本尊觀音、畑六畝拾七步無年貢地有り。

一三瀧山林庭菴、本尊地藏、畑壹反歩無年貢地有り。

右貳か寺の本尊井谷寺へ移し奉るのよし。

一慶長十九年の事なるに、窪野庄屋又兵衛に京より張物師下り居たるが、俄に煩付目をまわせり、太夫山伏などを頼、祈禱致處に、此もの申様、我は是三瀧の城主親安と云もの也、討死の節家來共へ逢度色々尋候へども、皆々討死仕たるやらん一人も居合せざるゆへ、何事も不<sub>レ</sub>申置<sub>一</sub>相果たり、郎等の流とては其方計也、渡世も心易送申躰、草葉の陰よりも嬉しく思ふなり、随分續き候様に致すべし、我等討死の節、金の筈と同銚子とを本丸の後にいけ置候間、急ぎほり出し取候へ、偕來年は卅三年にあたり、とぶらひて得させよ、我は最早立除と、又兵衛に被<sub>レ</sub>仰と、かの病人本氣に罷成候、此間三時計りの事なり、偕又兵衛不思議に存、幸三瀧近所に畑打せ五十人計指出候故、其儘罷越し致のごとくに、本丸の後をほらせ候へば、金の筈は其儘ほり出申由、銚子は見えざるゆへ、五日十日もかのあた

りをほりかへし候へ共、終には無<sub>レ</sub>之由、此又兵衛と申は、今の庄屋嘉兵衛の爲には曾祖父なり、又兵衛子新吉其子傳左衛門其子嘉兵衛と續き申よし。

### 河津南村

一河津南に主慶とて刀鍛治あり、此先祖安行と銘を切、其次主慶安定と切、此ながれ下相村へ引移り安吉と切、其後安信と切、又其次も安信と切、又其次も安信と切、取分矢の根上手なれば、世に矢の根鍛治と云、今の利介も安信と切、此者共の居る所を安家谷やまけだにと云は、代々安の字を銘切家たるにより名付たるものなるべし。

○子孫伊達家へ仕へ矢の根鍛治なる。

一瑞光山西方寺、本尊阿彌陀、曹洞宗、開山不<sub>レ</sub>知。

一若一王三所權現なり、分治元年癸未、神號仕人は大膳太夫友綱と云人之由、此分治元年癸未の事不<sub>レ</sub>見歟。

一奉<sub>二</sub>上棟<sub>一</sub>、日本國伊豫州宇和庄須智郷北ノ川河津南村、大檀那越智氏長安、當社奉<sub>二</sub>新造<sub>一</sub>宮修理、並大願主越智氏富安等、當願主安至、伏願天下太平、國土安穩、



兵戈不<sub>レ</sub>興、萬民樂<sub>レ</sub>業、更祈殊者且那甲午巳未、身宮康健、子孫繁昌、無<sub>二</sub>諸難事<sub>一</sub>、吉祥如<sub>レ</sub>意專祈所、伏乞三寶證明、諸天擁護、修理者代々可<sub>レ</sub>申候。

于<sub>レ</sub>時永正七年庚午十一月十八日

願主敬白

大工 平氏光久

○富安は文明六年甲午の生にして年三十七なるべく、安至は明應八年巳未の生にして年十二なるべし、慶長十二年の棟札現存す、故に原札に依り訂正して左に掲ぐ

(中) 奉<sub>二</sub>再興<sub>一</sub>三所大權現御寶殿、和朝膠固、社<sub>カ</sub>昇新德護<sub>二</sub>九重<sub>一</sub>威加<sub>二</sub>四海<sub>一</sub>。

(右) 三寶證明、君門受<sub>レ</sub>祐、内外威安、民屋賈<sub>レ</sub>餘、男女行樂、

(左) 諸天洞鑿、張<sub>二</sub>三社舞<sub>一</sub>、李四村歌、結<sub>二</sub>鷲嶺縁<sub>一</sub>、侍<sub>二</sub>龍華會<sub>一</sub>矣、

(下右) 米七斗八升。本願送祐上座、大工主殿助、小工三助、鍛治新左衛門尉、

(下左) 宮本傳太夫、肝煎六郎左衛門尉、河津南惣中力合所也、于時慶長十二年丁

未霜月十八日敬白。

(最下) 米壹斗新治郎、米壹斗傳太郎、米壹斗源左衛門尉、白布二端五郎右衛門、

盖板道秀、釘西方寺、同新太郎

(裡書)

大日本國南海道伊豫國須知郷、於川津南村也、

此寶殿新造以來當九十八年再興也。

前永平如意山主笑屋叟書之、

○此棟札、長二尺六寸六分、巾四寸二分、厚四分、檜材

一竹の城とて古城あり、城主は北の川殿一家の由に候得共、名も名字も不<sub>レ</sub>知。

○一本に竹の森城とあり

一此村の庄屋所は、やぐら門なり、石垣の高さ田の方は大圖にして貳間半も有べし  
山の方は貳間も有べし、其石垣の上に有家は二間に三間半の家なり、其下を庄屋  
所への往來にするなり、此矢倉門は、いつ時分よりの事ぞと尋ぬるに、そのむか  
しよりの事といへり、竹の森城主の居屋敷たるべき歟。

一同所庄屋所より、土州高知へ道法二十三里のよし、あら谷が峰と云、土佐境迄は



庄屋所より壹里、此内半道は坂也、

下相村

一安清山正法寺、本尊観音、曹洞宗、開山不知、また日方山とも云、畑壹畝十貳歩の無年貢地有り。

嘉喜尾村

○元と鑰之緒と書す

一林鐘山善願寺、本尊薬師、曹洞宗、

遊子谷村

○初め橋谷とかく

一無量山誓願寺、本尊阿彌陀、曹洞宗、

野井ノ川村

一醫王山寶泉寺、本尊薬師、曹洞宗、

一雨包あまつみとて高山あり、此頂上にゑびす堂有、風烈しく吹申所ゆへ、堂の破損する事毎度なり。

相川村

○後惣川と書く

一舟戸の明神とて川中に宮あり、去る寛文六午年洪水にも、此宮計流れさせ給はぬと也、誠に奇妙也、宮の廻り木の梢までも塵芥ひしとかゝれり、尤門丸戸流れさせ給ふといへども、壹町計下にて岩の上にあがらせ居給ふを、本の社へもり奉ること也。

一おその川と云所に、入子田とて珍しき田ありといへども、午年洪水の時埋れ候て其名ばかりの跡あり。

一相川より遊子谷村への往還に、巳のが谷と云所有、此道のはたに岩あり、上十五日かならず此岩のあはひにへび見えたり、尾頭は見えず、世に是を辨財天と云て手ざす人もなし。

一森宮山高善寺、本尊阿彌陀、曹洞宗、開山本空大和尚と云、年號不知、又山號を大田山とも云よし、此門前に松あり、誠に門のごとくなり、縦は松根より壹間程高くのびあがり、夫より冠木のごとく横にのび、梢にて五六尺ほど自然にさがり、田の中をはひたる事十一間餘ありといへり、此下を寺の往還とす、故に高善



寺の根ばひ松といへり、惜哉や此松も今は枯なんとするよし。

横林村 ○後豫子林の字に改む

一客大明神、此宮の前に大木の柳有、是は此神の杖に突せられたる柳をさしおかるよしなり、依レ之柳の郷と云よし、此柳の郷の分は、此神の氏子たるより、昔は参りたるといへども、今は所によりさもなきと見えたり。

一此宮先年火事致候ゆえ、舊記棟札等も無レ之由。

一上棟奉ニ建立、三島大明神御寶殿、

右意趣者、當所安穩、五穀成熟祈處、

至徳二年歲次乙丑四月廿七日

大檀那盛清、大工家永。

一毎日山長命寺、本尊釋迦、曹洞宗、開山不レ知。

一此村の猿が瀧城主岩本將監は、北の川落城と一度にて、天正十一年正月十三日、土州長曾我部の勢共寄來、落城の時將監は城の麓にしほやの淵とて、長さ三町も有レ之淵へ入およぎ被レ申處に、城より鐵砲を打かけ申ゆへ、栗の木方河ばたにて

切腹の由、今において坂石高丸より下り船の分は、此處にてかならずお酒を上念佛申て通るとなり。

一横林村より松山城下まで拾參里あり。

一宿次、横林より内の子へ三里、内の子より出淵へ三里、出淵より替地へ四里、替地より松山城下へ三里也、○替地とは今の郡中なり。

西村

一謹奉ニ上棟、三島大明神、住吉大明神建立、大檀那癸卯、本命元辰星斗、願主和家氏（字不見）門謹申、大工藤原氏太郎左衛門、

于時文明六歲甲午八月十二日

敬白、

一此社の内に天照皇大神宮、八幡大菩薩、春日大明神、客仁大明神、諏訪大明神、稻荷大明神、合八社、

外に天滿自在天神、王子權現、白王權現、聞むる神權善、辨才天女、大荒神、一高穗山盛正寺 本尊地藏觀音、○廢寺



一 藥王山正光寺 本尊藥師、○廢寺

中通川村

一 龍松山西岸寺、本尊阿彌陀、曹洞宗、開山不知、また山號を吉祥山共いふよし  
畑五畝廿六歩無年貢地有り。

藏良村

一 万福寺とて古寺跡あり、○本尊藥師

一 天神森城とて砦跡あり (増補)

一 中通川高瀬界に國木ヶ城跡あり (増補)

阿下村

一 權現は熊野より飛來らせ給ふよし、神主利兵衛先祖も熊野より付參之由、堂前より馬場先迄壹町餘も有べし、道幅貳間も有べし、左右に杉檜の並木あり、いづれも大木なり、此所を世に權現なると云ふ、  
棟札寫

正應元年戊子建立 ○鎌倉時代

應安元年戊申再興 ○北朝の年號

正長二年己酉新造 此年永享と改元也

長祿三年己卯再興

如レ此一枚にあり、大旦那願主不知。

一 上棟三所權現寶殿一字、奉造立旨趣、天長地久、御願圓滿、殊莊内安穩、且那武運長久、息災延命、子孫繁榮、萬民快樂、別而心中善願、皆令満足處、依如件

文明十九年丁未十一月十五日

地頭平朝臣綱親、願主權律師全澄、鍛治和氣菅原、大工豊後國住人平光久、神主藤原孫三郎。

一 奉<sub>ニ</sub>上棟、權現社壇、右志趣者、天長地久、御願圓滿、殊庄内靜謐、悉地成就、皆令満足、就<sub>レ</sub>中當所地頭岐他川越智安藝守通安、伊豫國宇和庄須智郷濃村、當所



安穩、武運勝利專祈所、

天文廿二年癸丑十一月廿一日

本願權大僧都法印大圓、大工平正宗、小工河内守、鍛治大工淡路守源安定、和氣筑前重光、時神主藤原孫三郎、奉加帳一貫文廣田仁左衛門、五百文左藤兵衛。

一奉當社大權現上屋再興、四陽豫州宇和庄須知郷野村、當代御配領主、藤堂佐渡守殿、御子息宮内少輔内、于時代官西河源八、村瀬太郎助、神主藤原彦次郎、大工源三太夫、小工玄芳、本願大僧都法印德善院昌尊、

于時慶長五朞上章因敦菊月吉祥日

肝煎緒方與次兵衛、

同 彌左衛門、

一權現駄場百石の處、むかしは野村郷之内也、然處野村城主の聲に北の川殿なられ候時、聲引出物に被<sub>レ</sub>致候由、因<sub>レ</sub>茲權現堂度々の再興北の川通安大願主たり、其時より阿下村へ權現駄場付といへども、今に野村の權現なるといへり。

一此三所大權現は、源平兩家の戰の時、讚岐矢嶋の沖にて、下野國那須與市扇的

を射らるるの時、心願に此扇的を心のままに射落しなば、四國の地へ守くだし崇敬可<sub>レ</sub>致旨ふかき御心願の處に、心の儘に射落し給ふ、依<sub>レ</sub>之熊野より御守くだし給ふ權現のよし。

一阿下村の内に下の村と云有、是は與市殿被<sub>レ</sub>居所の由、是則下野國をかたごられりとなり、

一此下の村の内に音無權現とて一山有、是又熊野音無を守くだし給ふとなり。

一于<sub>レ</sub>今與市屋敷、御刀かたきの小性の屋敷、御笠指かけ申者の屋敷とて、三ヶ所あり。

一權現當村へ御下國の時、御腰掛休石とて田の中に岩あり、先年は此田主より權現へ土器を上らるるよし、右之卷物當神主利兵衛より五代前の神主迄は所持の處に其神主不慮の事にて他國仕候節、彼卷物も持參申故、今の神主手前には無<sub>レ</sub>之由、神主名字は那須と申傳のよし。

一右の權現、那須與市扇的の時心願と有に付て見合するに、源平盛衰記に、源平



互に引退き又戦はんとする所に、沖よりかざりたる舟一艘渚に向ふてこぎ寄、二月廿日の事なるに、柳の五重に紅の袴着て、袖笠かづける女房有、皆紅の扇に日出たるを枕に挟て、舟の舳頭に立て、是を射よとて源氏の方をぞ招きける、此女房と云は、建禮門院の後立の御時、千人の中より選び出せる雑司に、玉蟲の前も云、又は舞の前とも申す、今年十九にぞ成ける、雲の鬢霞の眉花の顔雪の肌、繪に書とも筆も及がたし、折ふし夕日に輝きていご色こそ増りけれ、かかりければ、西國迄も被<sub>レ</sub>召具<sub>二</sub>たりけるを、被<sub>レ</sub>出て此扇を立たり。

一此扇と云は、故高倉院嚴島へ御幸之時、三十本切立て明神へ進奉有、皆紅に日出したる扇なり、平家都を落給ひし時、嚴島へ社參有、神主佐伯景廣此扇を取出して是は一人の御施入、明神の御秘藏也、日は故院の御情、帝業の御守りたるべしされば此扇をもたせ給ひたらば、敵の矢も還て其身にあたり候べしと祝言して進せたりけるを、是を源氏射はづしたらば、當家軍に勝べし、射負せたらば源氏利を得る成べしとて、軍の占形にて被<sub>レ</sub>立たり。

一此扇誰歟射よと仰られんと肝膽を作りかた唾を飲む者も有、判官畠山をめし給ふ重忠は判官の弓手の脇に進出て畏て候、義經この扇射られなんやと宣へば、畠山畏つて君の仰家の面目と存上は子細を申に不<sub>レ</sub>及但是は由々しき晴の藝也、重忠打物取ては鬼神と言共更に辭退申まじ、地體脚氣の者なる上に、此間馬にふられて氣分をこし手あばらに覺へ侍る、射損じては私の耻はさることにて、源氏一族の御瑕瑾と存ず、當時御方には下野國住人那須太郎助宗が子に、十郎兄弟こそ、筒様の小物は賢く仕り候へ、彼等を召るべし、人は免し候はずとも、強弓遠矢打物杯の時は可<sub>レ</sub>蒙<sub>レ</sub>仰とふかく申切たり、さらば十郎とて召れたれば、御前にぞ参りたる、判官あの扇仕れと仰す、御誼の上は子細を申に及ばね共、一の谷の巖石を落し時、馬弱くして弓手の臂を沙につかせて侍しが、灸治もいまだ癒へず、小振して定の矢仕りぬとも不<sub>レ</sub>存、弟にて候與市冠者は、小兵にて侍れども、懸鳥的などはづるるは希なり、定の矢仕りぬべしと存、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰候と弟に譲りてひかへたり、さらば與市召れたり、其日の装束は、紺村紺の直垂に、緋威の鎧、鷹角



反甲居頸になし、二十四指たる中黒の箭負、滋藤の弓に、赤銅造の太刀を帶、宿赫白馬の太く逞きに、洲先に千鳥の飛散たる具鞍置て乗りけるが、進出て判官の前に弓取直して畏れり、あの扇仕れ晴の所作すべし不覺すなと宣ふ、與市仰承り子細申さんとする所に、伊勢三郎義盛、後藤兵衛尉實基等、與市を判官の前に引居て、面々の故障に日既に暮なんとす、兄の十郎指申上は子細や有べき、とく急給へ、海上暗くなりなばゆゆしき御方の大事也、はやばよと云ければ、與市誠とおもひ、甲をばぬぎ童にもたせ、操鳥帽子引立て、薄紅梅の鉢巻して、手綱かひくり、扇の方へぞうち向ひける、生年十七歳色白く小髭生、弓の取様馬の乗貌、優なる男にぞ見えたりける、波打際に打寄て弓手の沖を見渡せば、主上を奉レ始其數不知舟をこぎならべり、妻手の沖を見渡せば、平家の軍將屋島大臣を奉レ始皆甲冑を帶して、數百艘の兵船をこぎならべて、是をみる後の陸を顧れば、源氏大將軍太夫判官を始として、源氏の大勢にて轡をならべて是を見、定の當りを知らざれば、源氏の兵おのゝ手ぞ握りける、されば沖も渚もおしなべて、い

づれの所もはれとおもひけり、鞍爪鎧の菱縫板の浸るまで打入れたれども、沛艾の馬なれば、海の中にてはやりけり、手綱をゆりするゆりするしづむれども、寄る小浪に物恐れして足もどごめず狂ひけり、扇の方を見れば、折ふし西風吹來て舟は艫舳も動きつゝ、扇枕にもたらねば、くるりゝと廻りけり、いづれの所を射べしとも覺えず、與市運の極と悲くて、眼をふさぎ心を静めて、歸命頂禮八幡大菩薩、日本國中小神祇、別ては下野國日光宇都宮、氏御神那須大明神弓矢の冥加有べくば扇を座席へ定めて給へ、源氏の運も極り家の果報も盡へくば、矢を放たぬさきにふかく海中へ沈め給へと祈念して、目を開ひて見たりければ、扇は座にぞ靜れる、さすがに物の射にくきは、夏山の滋緑の木のみより僅に見ゆる小鳥を不殺して射こそ大事なれ、挟みて立る扇なり、神力既に指副たり、手の下なりとおもひつゝ、十二束二つ伏の鏑矢をぬき出し、爪やりつゝ、滋藤の弓握太なるに打食せ、能引暫く固たり、源氏の方より今少うち入給へ、うち入給へと云七段計を隔てたり、扇の紙には日を出したれば恐れ有、蚊な目の程をと志してひ



やうとはなつ、浦響くまでに鳴渡り、蚊な目は舟に留て扇は空に上りつゝ、しばし中にひらめきて海へ颯とぞ入にける、平家は舷を扣ひて女房も男も呼射たりやしくと感じけり、源氏は鞍の前輪箆を扣てあゝ射たり射たりと譽めたりけり、判官大に感じて瓦華毛馬に黒鞍置て與市に賜ふ、弓矢取身の面目を屋島の浦に極めたり、近き代の人

あふぎをば海のみくづと那須の殿、弓の上手は與市とぞきく、とあり、此時の詞にも伊豫國の事なし。

一或人の云へるは、那須與市落胤腹の子熊野にあり、此子別當して權現勸請の時、阿下村へ下られたるよし、依之那須與市殿建立のよし申傳る也となん、さもあらべき事歟。

一大石山寶藏寺、本尊阿彌陀、曹洞宗、開山不知。○今慈雲山安穩寺と云ふ

## 野村殿之事

### 野村

一野村白木城主は、宇都宮左近尉乘綱と云人なり、白木落城以後、梅林と云禪門になられ、野村に被居之由、岡屋敷と云所に墓所有り。

○大仙寺に墓ありしも先年取除かれたり。

一高貳千石、周智郷之内にて知行す、但緒方治部助、大塚左近太夫、三浦左京など云侍も有由。

一清良記には、野村領主白木左近太夫元氏、旗頭西園寺殿縁者になる由、其子白木圖書と云と有り。

一公廣卿より被下として、野村庄屋手前に有、本名は大神と云よし。  
大神小左衛門尉  
(公廣花押)



宜任 與治兵衛尉

天正七年二月十九日

宇都宮左近尉乘綱奉

.....

其方父治部少輔本領之儀、四拾五貫分之所、向後者其方可レ爲ニ知行ニ候、右領内少も治部少輔に者出入有間布候、則從ニ此方ニ拾貫分重而可ニ宛行ニ者也。

天正九年九月十一日

公廣 (花押)

白木與治兵衛殿

.....

(公廣花押)

天正十四年三月吉日

任 藤藏人

緒方與次兵衛殿

裡書

彼官位九州豊前之國、於築城郡除原之御陣被レ下レ之、爲ニ島津殿御治罰、五畿内四國中國不レ殘御渡海之時事也。

天正十四年丁亥三月十二日

爲ニ後日ニ裏付候、子孫之覺分也、

○天正十四年は丙戌なり爰に丁亥とあるは書誤たるべし、薩摩征伐は天正十五年丁亥なれば十四年は誤書なること明けし。

一三島大明神開基、建久三年歲次壬子十月五日

宇和郡地頭橋朝臣御知行所、於須智山開發之田、此大明神御寄進畢、至ニ于大政入道殿御世、四十餘年、既無ニ違乱ニ所也。

但此大明神開基は、橋の公業先祖よりの知行所の時也、四十四年過て、公廣殿御先祖大政入道殿知行所になる也。

一再興、仁治二年歲次辛丑十二月五日、

此御社修造、須智山年來、住人大政入道殿御知行也。

野村殿之事



一再興、曆應四年歲次辛巳十一月廿六日、大願主大原助守、大原助正。

一再興、應永十八年歲次辛卯三月十一日、

殊當庄御本家領次第、御代官、沙汰人、百姓萬民快樂、造立如件、

西園寺家御一族、宮内卿律師。

一奉<sub>二</sub>上棟<sub>一</sub>、三島大明神御寶殿、

右發願旨趣者、事書云、

宇和郡地頭橘朝臣公業御知行之時、於<sub>二</sub>當所<sub>一</sub>勸請申、當鄉之爲<sub>二</sub>總社<sub>一</sub>上者、鄉内之事者、悉可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>當社御神田<sub>一</sub>也、今者宇都宮殿當鄉御知行、然者可<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>先規<sub>一</sub>之由、重而依<sub>二</sub>御下知<sub>一</sub>、就<sub>二</sub>上棟<sub>一</sub>、御太刀一振、御馬一疋有<sub>レ</sub>之、當御代藤原朝臣眞綱、願主西川豊後守平朝臣綱親、願主當生甲戌、壽算綿延、子孫繁榮、武運長久、強敵我歸依、一切如意吉祥矣、

永正八年辛未四月初五日

○甲戌(享德三年)也年五十八

代官次郎左衛門、鍛冶和家右兵衛助宗、九郎右衛門尉久次、太夫源朝臣新右衛門

附當社開發、建久三壬子十月五日、其以後雖<sub>二</sub>五度再興<sub>一</sub>、今之者悉皆新敷造營之者也、並遷宮者等妙寺住持沙門智相、同以<sub>二</sub>大衆<sub>一</sub>勤行、如<sub>レ</sub>形在<sub>レ</sub>之、一天太平、四海安全、特者社頭康寧、萬民快樂、當鄉無恙、專祈悉皆、爰元之取成者、神宮寺、右之條々爲<sub>二</sub>後龜<sub>一</sub>誌<sub>レ</sub>之。

一三島宮舞殿棟札寫

(中) 龔奉<sub>二</sub>上棟<sub>一</sub>、當社舞殿、金輪聖王、天長地久、御願圓滿、武運康泰、如意吉祥之處、

(右) 大檀越藤堂佐渡守、當國御拜領内、宇和郡周智鄉野村、當山御社頭拜殿御新造相成候、

御願主山城國綴喜郡薪庄之住人森川彌介、藏野村兩所御代官、公私無<sub>レ</sub>恙、子孫榮昌祈、

(左) 同此材木、鄉内上下百姓、爲<sub>二</sub>合力<sub>一</sub>遠所近隣氏子思々助成也、付大川爲<sub>二</sub>餘水<sub>一</sub>築地興行、末代之田地圍也、此宮造同年如<sub>レ</sub>此、仍如<sub>レ</sub>件、

野村殿之事



(左下) 大工先祖豊後住平朝臣主水助、小工次郎三郎、鍛冶大工五郎、本願、權大僧都神力坊、當社祝言也、

于時文祿五年丙申八月吉日

(下) 本村肝煎、緒方與次兵衛、同泉貨、同三ノ太夫、釘旦那、三浦左京、同彌右衛門、田中治部太夫

○うらに寄附者の氏名あるも略す、棟札現存、長三尺四寸六分、巾五寸五分、厚三分、檜材、

一此泉貨厚紙を漉初故、當處にてはせんくわと云よし、しからは文字も泉貨と云べし、世に仙花と仙過と書は誤り也。

一再興舞殿上棟

御領主保祐大檀那富田平右衛門尉殿、別而當郷御知行之所、御武運長久、揚名顯徳、御家門繁昌、壽算綿延、公私和悅、珍重珍重、奉行名村治兵衛、代官野間次右衛門、鍛冶三瀬清右衛門、大工魚成村世兵衛、小工小助、

于時慶長十八年癸丑二月吉祥日

肝煎 緒方彦作

源 源太夫

同 彦三

同 源次郎

本願數代神主、權大僧都源金流坊、此筆者皆田了也。

一龔奉勸請歌仁形像、建立旨者、神威威光、社頭珍護、特金輪聖皇、天長地久、御願圓滿之處、右平朝臣右大將軍、當國宇和郡御藏納之刻、御奉行藤堂和泉守、付下奉行石田清兵衛尉、岸田清右衛門、代官栗田安右衛門、

皆慶長十九年甲寅二月吉祥日

肝煎 緒方彦作

○右大將軍は徳川家を指すか

彌當郷安閑、万民快樂、福壽綿延之懇誠也、時之發起本願、權大僧都源金流坊嫡男彦三、脇神主源太輔

〔裡書〕

彼歌人繪像者、京都より下着狩野惣吉方、板島逗留之刻、遂懇望書立候者也、



但造用之代銀七拾貳文目也、  
右書付申ごこく、爰に信心の神主入筆候行者金流坊生年六十歳之曆、爲末代一如  
此公用仕候者也。

一醫王山安樂寺、本尊藥師、十二神、不動、毘沙門、曹洞宗、開基正應六癸巳改元  
永仁と成、八月八日初建立、百廿一年、西の地にあり、應永廿一年、今の東の寺  
地に移る、同三年に佛殿建立と也、畑六畝無年貢地あり○今本尊  
阿彌陀  
一右三島棟札に、昔は宇和郡地頭橋朝臣公業御知行、今は宇都宮殿當郷御知行とあ  
り、

一又弘治二年再興棟札に、年來住人太政入道殿御知行所と有、因茲由緒相尋るに  
一朱雀院御宇天慶四年五月、純友親子を遠江椽橋遠保と云もの討殺すより、當宇和  
郡主として嘉禎元年迄貳百九十四年相續之處、公廣卿先祖所望に依て、嘉禎二年  
二月宇和郡事公業領掌を止て、入道太政大臣家の領に付らるるよし東鑑に有、其  
寫公廣卿事の卷にあり。

一公業先祖橋遠保宇和郡主始の事、王代一覽記に、朱雀院御宇承平五年六月、南海  
賊の張本藤原純友、其徒黨を聚、伊豫國日振島に千餘艘の舟を聚、海上往來の官  
物を奪取によりて、紀淑人を伊豫守として遣はす、淑人仁愛を以てなづけしかば、  
海賊暫くしづまるとあり。

一又天慶二年十二月、純友海賊等をかたらひ、伊豫國より討出、備前介子高を捕へ、  
播磨助嶋田惟幹を生捕、南海を掠、山陽山陰西海を奪はんとすとあり。

一又同三年二月、小野好古、藤原慶幸、大藏春實等を將軍として、兵船二百餘艘、  
伊豫國へ發向す、純友伊豫讚岐阿波淡路を掠けるが、阿波介國風に被追立、また  
土佐國安藝國等を濫妨し太宰府に趣く。

一又同四年五月、小野好古筑前博多津にて、慶幸春實身命を捨て相闘ふ、純友戰負  
て小船にて伊豫國へ逃歸るを、當國の警固に居ける橋遠保と云者、純友並其子重  
太丸を討殺とあり、此時より代々公業迄相續すると見えたり。

一倭純友箇様に、西海を奪取、名を南海山陰山陽にあげんとせし濫觴は、將門純友



同時に在京し、比叡山に登り平安城を直下して、互に逆心の事を相約し、本意を遂ば、將門は王孫なれば帝王となるべし、純友は藤原氏なれば關白たるべしとて承平年中より將門は關東へ趣く、純友は伊豫にありて少々蜂起し、東西一度に起りて天下騒動、洛中靜ならず、關東へは參議右衛門督藤原忠文を征夷大將軍とし、其弟藤原忠舒、源經基等を副將軍として遣はす、尤東海東山兩道へ軍功あらば賞をおこなはるへしと相觸らる、依之下野押領使藤原秀郷、常陸椽平貞盛、陸奥下野の勢を催し、一萬九千人を率して、下野國におゐて將門と合戦し、下總國辛島と云所にて、秀郷將門が頭を切と有り。

一かの橋遠保事に付見合するに、

東鑑に、治承年中に右馬允橋公長と云者、平氏左兵衛督知盛卿家人たりしが、子息橋太公忠、橋次公成を相具し、鎌倉へ參着して、加加美次郎長清を以、志偏に源家に有子細を申上之所、可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>御家人<sub>一</sub>之旨、有<sub>二</sub>御許容<sub>一</sub>と云へり、誠に公長平家の佳運傾く時節をよく知ると見えたり、

一平家物語に、大臣殿を橋右馬允公長太刀を引そばめ、左の方より大臣殿御うしろに立廻り、既に斬奉らんとしければ、大臣殿念佛を留めて、右衛門督も既にかとの給ひけるこそ哀なれ、公長後へよると見へしかば頸は前にぞ落にける、子息右衛門督をば堀彌太郎親經斬てけり、軀は父子ひとつ穴に埋けるは、公長が沙汰となり。

一此公長と申は、平家相傳の家人にて、就<sub>レ</sub>中新中納言知盛卿のもとに朝夕伺候の侍なり、さこそ世をへつらふならひとは云ながら、無下に情なかりけるものかなとぞ、人みな慚愧しけるとあるよし。

一東鑑に、平氏一族、去二月被<sub>レ</sub>破<sub>二</sub>攝津國<sub>一</sub>の谷要害<sub>二</sub>之後、至<sub>二</sub>于西海<sub>一</sub>、掠<sub>二</sub>虜彼國<sub>一</sub>云々、而被<sub>二</sub>攻襲<sub>一</sub>之被<sub>レ</sub>發<sub>二</sub>遣軍兵<sub>一</sub>訖、以<sub>二</sub>橋次公業<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>一方先陣<sub>一</sub>之間、着<sub>二</sub>讚岐國<sub>一</sub>誘<sub>二</sub>住人等<sub>一</sub>欲<sub>レ</sub>相具各令<sub>二</sub>歸伏<sub>一</sub>構<sub>レ</sub>運<sub>中</sub>志於源家之輩<sub>上</sub>注<sub>二</sub>出交名<sub>一</sub>公業依<sub>レ</sub>執<sub>二</sub>進之<sub>一</sub>有<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>于今<sub>一</sub>者、彼國住人可<sub>レ</sub>隨<sub>二</sub>公業<sub>一</sub>下知<sub>二</sub>由、今日所<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>也。  
下<sub>二</sub>讚岐國御家人等<sub>一</sub>



可下早隨橋次公業下知一向西海合戰事、  
右國中輩、平家押領之時、無左右御方參交名折紙令經御覽畢、尤奉公也、  
早隨彼公業下知可令致勳功忠之狀如件、

文曆元年九月十九日

一東鑑に、建久年中に將軍家出江州鏡驛前羈路鞍馬給、爰台嶺衆徒等、降于勢  
多橋邊奉見之、頗可謂橋前途歟、將軍家安御駕橋東、可有禮否思食煩、  
頓而召小鹿島橋次公業、遣衆徒中、被仰子細矣、公業、跪衆徒前申云、前  
鎌倉將軍、爲東大寺供養結縁上洛之處、各群集依何事哉、尤恐思給侍組武將  
之法、於如斯之所、無下馬之禮、仍乍乘可罷通、敢莫被咎之者、不聞食  
返答之以前、令打過給、至衆徒前取直弓聊氣色、于時各平伏云々、公業  
從幼少經廻京洛、於事依存故實、令應此使節之處、誠言語巧、而鸚鵡  
之背驚耳、進退正而龍虎之勢遮眼、衆徒感歎、万人稱美之云々、秉燭之程、  
入御六波羅御亭見物車殆不得旋と有よし。

一東鑑に、河野通信に、伊豫國にて卅二人可令勤仕御家人役之由、被下御書  
尤名字所被載御書之端、其内に橋六公久と云あり、是も橋次公業一家たるべ  
し。

一如此之時は、代々橋朝臣宇和郡守護たるべきの處に、公長よしなき事におもひ  
つき、主命に違ひたる故にや、望をふかく常磐井入道にかけられたると見えたり。

高瀬村

一古瀧山高安寺、本尊地藏、曹洞宗、開基不知、畑壹反六畝廿七步無年貢地有り。

○社寺明細帳には本尊十一面觀音とあり、又香爐山と云ひ、今豊永山と云ふ、此寺元小瀧にあり、高藏  
寺と合して今の地に移すと云ふ。

一尾首城、國木ヶ城あり○他本を以て補ふ

伊豫路川村

○後富野川村と改む

一白雲山常龍寺、本尊十一面觀音、右同、畑七畝拾五步無年貢地有、今は禪宗等覺  
寺末。



○當寺の文書に依れば慈雲山成龍寺とあり、本書は誤書と見ゆ。

一鉢ヶ森城、四郎ヶ谷境目に有り、白木の枝城之由。

一金若城、鳥屋ヶ城あり○他本を以つて之を補ふ

一貴石山千眼寺、本尊千手觀音、天台宗、大窪福樂寺末、今山伏居住。

一此寺に寫本の大般若あり、其奥書、

至徳三年丙寅五月初八日、願主英忍、

大願主英忍書之、一帙助成檀那善養、至徳第四丁卯十月日、與州宇和郡岩野郷於

小原書之畢。

白阿書、于時嘉慶二癸戌辰呂□□彼岸。

昔明德第四南呂四日書、賢谿、

大般若之本願、十穀良範上人一願成就處也、此經再興、奉三千眼寺御寶前歸真一者也、

于レ時明應第七戊午□□上旬日、○右二項他本を以て補ふ

片川村

一瑞照庵とて古寺の跡あり、本尊地藏のよし。

○今瑞照寺と云ふ。

次ヶ川村

一光明寺とて古寺の跡あり、本尊十一面觀音、古佛にして靈驗あらたなりと云ふ。

一古城の跡二ヶ所あり。○右二項他本を以て補ふ。



昭和三年六月二十二日印行  
昭和三年六月二十七日發行

定價壹圓五拾錢

不許  
複製

豫陽叢書

第二卷

編輯兼  
發行者

清水真良

印行者

福田里七郎

印刷所

福田合資會社

松山市二番町五十四番地

愛媛青年處女協會

振替口座 予關八五六三番

發行所











